

白浜町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2025（令和 7）年 3 月

白 浜 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的	1
2. 計画策定の背景	1
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の期間	6
5. 計画の基準年度及び目標年度	6
6. 計画の対象範囲	7
第2章 温室効果ガスの排出状況と課題	10
1. 温室効果ガスの排出状況	10
2. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	16
第3章 計画の目標	17
1. 目標設定の考え方	17
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	18
第4章 目標達成に向けた取組	19
1. 取組の基本方針	19
2. 具体的な取組	21
第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表	29
1. 推進体制	29
2. 点検・評価・見直し体制	30
3. 進捗状況の公表	30
資 料 編	31
1. 温室効果ガス削減見込量	1
2. スクリーニング調査	5
3. エネルギー診断結果概要	8
4. 庁内調査結果概要	9
5. 用語集	20

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、本町の実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・再生可能エネルギーの利用、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。加えて、本町がこの計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に率先的な役割を果たすことで、町域全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とします。

2. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

気候変動に関する政府間パネル（以下、「IPCC」という。）が 2023（令和 5）年 3 月に公表した「第 6 次評価報告書・統合報告書（AR6）」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

また、同報告書における共有社会経済経路（Shared Socioeconomic Pathways、以下「SSP」という。）シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）について、21 世紀末までに世界の平均気温は 3.3～5.7℃上昇すると予測されています。また、21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）においても、2021（令和 3）年～2040（令和 22）年の年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があると言われています。

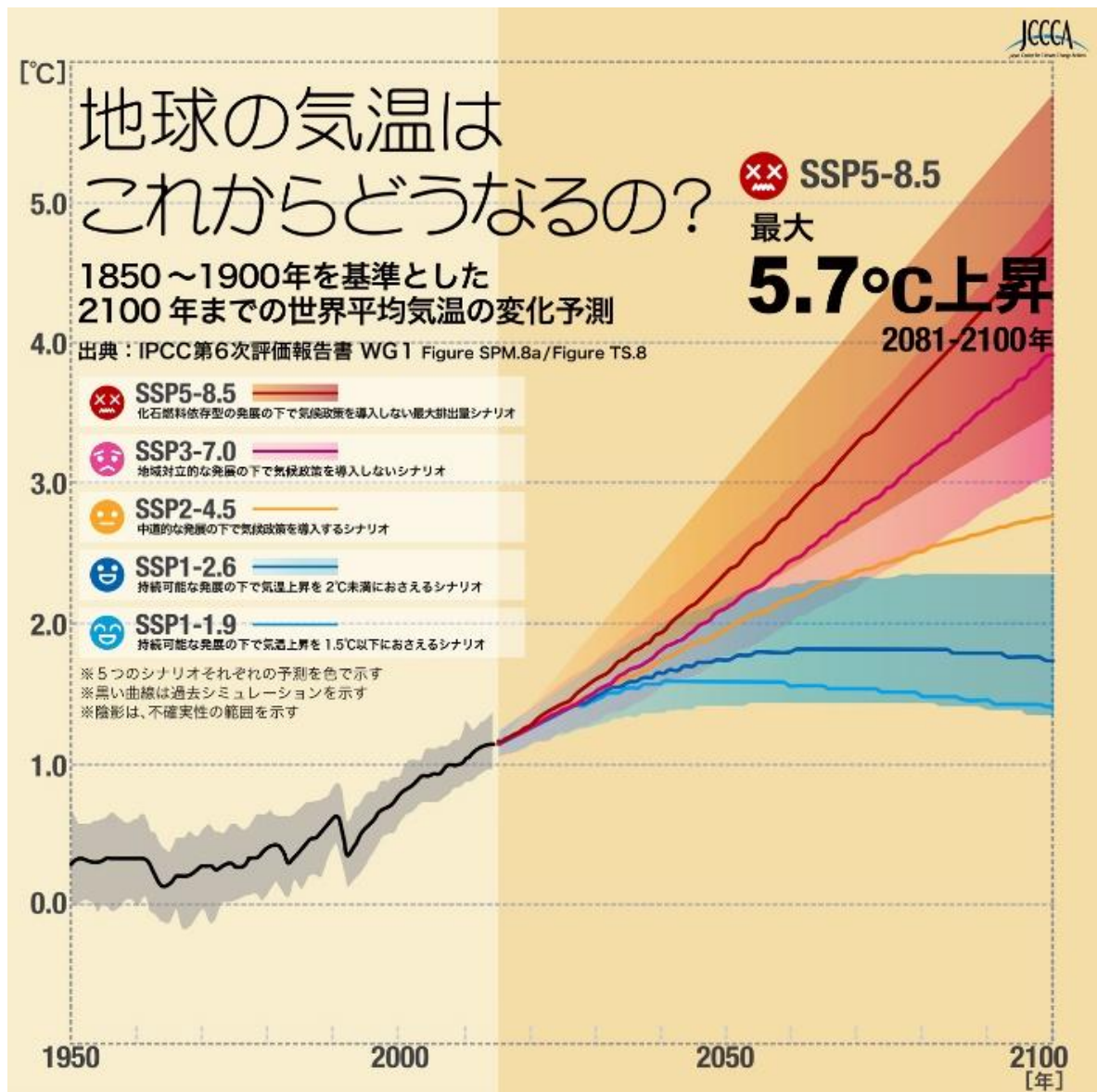


図 1-1 世界平均気温の変化予測（観測と予測）

出典：IPCC 第 6 次評価報告書 WG1／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成 27）年に開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして、法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、気候変動によるリスクを抑制するために、産業革命以前に比べて世界の気温の上昇を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられ、日本を含むすべての気候変動枠組条約加盟国に、温室効果ガス排出量削減のための取組の強化が義務付けられました。

また、同年の国連会議では、気候変動を含むあらゆる分野における課題の解決のため、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されています。

2021（令和 3）年 10 月から 11 月に開催された COP26 において採択された「グラスゴー気候合意」では、特に重要なメッセージとして、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばの温室効果ガス排出量実質ゼロと、その重要な経過点となる 2030（令和 12）年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれました。

また、2023（令和 5）年 3 月に公表された IPCC の第 6 次評価報告書・統合報告書では「この先 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」ことが強調され、早急な温室効果ガス排出削減に向けた取組が必要とされています。

さらに、2023（令和 5）年 11 月から 12 月にかけて開催された COP28 では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて全世界の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施されました。その結果として、決定文書が採択され、パリ協定の目標達成に当たり、「世界の気温上昇を 1.5℃に抑える」という目標まで隔たりがあり、目標に向けて行動と支援が必要なが強調されました。また、温室効果ガス排出削減に関して、2030（令和 12）年までに再エネ発電容量を世界全体で 3 倍、省エネ改善率を世界平均で 2 倍にするなどの取組を進めることが盛り込まれました。これにより、各国の温室効果ガス排出削減目標の更新が今後予想されています。

加えて、翌年の 2024（令和 6）年 11 月に開催された COP29 では、国際的なカーボンクレジットの取引に必要な承認等が決定されており、カーボンクレジット運用の動きが今後さらに加速すると考えられます。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。これを受けて、「温対法」が改正され（2021（令和3）年5月成立）、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記されました。

さらに、2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達、更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったことが位置づけられました。

なお、2021（令和3）年10月には、エネルギー基本計画が改定されるとともに、地球温暖化対策計画が改定され、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが削減目標に掲げられました。

さらに、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、「太陽光発電の導入」、「新築建築物のZEB化」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」、「再生可能エネルギー電力調達」の5つの取組について府省庁ごとに個別の対策の目標を設定し削減を進めていくことが示されました。

その他にも、海洋プラスチックや燃焼による温室効果ガスの排出等様々な問題を引き起こすプラスチックごみ削減のため、2022（令和4）年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックの使用の合理化やリサイクルに加え、プラスチックの再生素材や再生可能資源への切り替え等、循環型社会へ向けた取組が推進されています。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がいない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図 1-2 政府実行計画に盛り込まれた主な取組内容

出典：「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」（環境省ホームページ）

(4) 和歌山県の動向

和歌山県では、「和歌山県地球温暖化対策条例」を策定し、一定以上の温室効果ガス排出事業者への排出抑制計画書・排出抑制計画等報告書等の提出や世界遺産登録区域内の特定駐車場の設置者及び管理者へのアイドリングストップの周知の義務化、森林を活かした吸収源対策の推進等、排出量の削減・吸収のための取組を推進しています。また、「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、県全体の地球温暖化対策に取り組んでいます。

さらに、2021（令和 3）年 3 月に「第 5 次和歌山県環境基本計画」を策定し、「将来にわたり笑顔と活気と魅力にあふれる和歌山」を将来像とし、2050 年カーボンニュートラルを目指す「気候変動対策の推進」のほか、「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」の取組を一体的に進めることとしています。

上記環境基本計画では、2050 年までに排出量実質ゼロになることを目指し、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比マイナス 30%とすることを目標とし、県の事務事業における削減目標については、県全体の削減目標と同様に「2050 年度までに排出量実質ゼロとなることを目指し、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比マイナス 30%とすること」及び「2030（令和 12）年度までの通過点となる 2025（令和 7）年度において、2013（平成 25）年度比マイナス 24%とすること」を目標としています。

なお、2020（令和 2）年度の温室効果ガス排出量が 2013（平成 25）年度比でマイナス 31%を達成したことから、2023（令和 5）年 8 月に新たな温室効果ガス削減目標を設定し、2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比マイナス 46%に変更しています。

また、2023（令和 5）年には廃棄物をなくし、資源を循環させることで、自然への負荷を低減しながら新たな価値を生み出す循環型経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を取り入れた「わかやま資源自律経済ビジョン」を作成し、家庭用廃食油を使った SAF（持続可能な航空燃料）を製造する仕組みづくり等、循環型社会構築のための取組を進めています。

(5) 白浜町のこれまでの取組

白浜町は 2002（平成 14）年度に「白浜町地球温暖化防止実行計画」を策定し、省エネルギー行動の推進や廃棄物の削減等、町の事務事業に係る地球温暖化対策に取り組んできました。2006（平成 18）年度の旧日置川町との合併以降、地球温暖化対策に関する個別計画は策定していないものの、小中学校に太陽光発電設備の設置や施設照明の LED 化、低公害車導入など地球温暖化対策に取り組んできました。

3. 計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、「第 2 次白浜町長期総合計画」及び「白浜町環境基本計画」を上位計画とし、関連計画である「白浜町公共施設等総合管理計画」等とも整合を図ります。

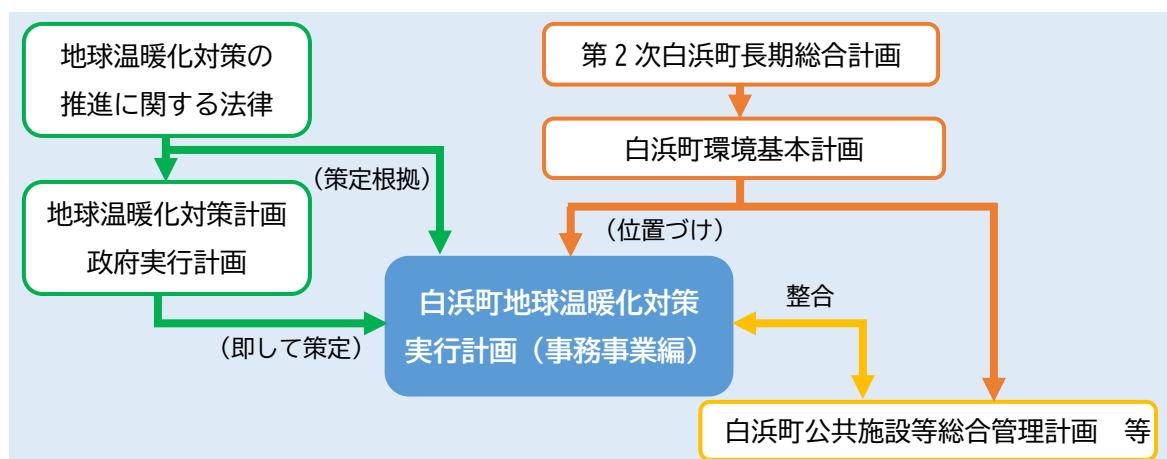


図 1-3 関連計画等との位置付け

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度とします。

なお、国内外の社会情勢の動向などにより必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の基準年度及び目標年度

国の「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）では、基準年度を 2013（平成 25）年度、中期目標年度を 2030（令和 12）年度に設定しており、本計画は地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられています。

上記を踏まえ、本計画は、2013（平成 25）年度を基準年度とし、2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向け、計画目標年度を 2029（令和 11）年度、中期目標年度は 2030（令和 12）年度とします。

なお、国内外の社会情勢の動向などにより必要に応じて見直しを行います。



図 1-4 計画期間のイメージ

6. 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

本計画の対象とする事務事業の範囲は、庁舎をはじめとする公共施設で行うすべての事務事業（指定管理者制度の導入施設も含む）とします。

外部へ委託している施設等であっても、光熱費を町が負担しているものは計画の対象とし、光熱費を負担していない施設については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものは、受託者等に対して必要な取組（措置）を講ずるよう要請します。

なお、対象施設等は計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスは、温対法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを指しますが、実行計画（事務事業編）の算定対象は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下、「温対法施行令」という。）第3条第1項に基づき、1～6の6種類のガスとなっています。本計画では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の3種類を算定対象とします。なお、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化窒素（SF₆）については、排出量がない、または微量であるため算定対象外とします。

表 1-1 温対法に掲載される温室効果ガスの種類と排出される主な活動

温室効果ガスの種類	略称	排出される主な活動
1 二酸化炭素	CO ₂	電気の使用、燃料（ガソリン、軽油、液化石油ガス（LPG）、A重油、灯油）の使用
2 メタン	CH ₄	自動車の走行、廃棄物の焼却
3 一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行、廃棄物の焼却
4 ハイドロフルオロカーボン	HFC	HFC 封入カーエアコンの使用など
5 パーフルオロカーボン	PFC	パーフルオロカーボン（PFC）を含有する商品の廃棄（例：鉄道用シリコン整流器）
6 六ふっ化硫黄	SF ₆	絶縁ガスとして六ふっ化硫黄（SF ₆ ）が封入された電気機械器具（変圧器、開閉器、遮断機等）の使用・点検・廃棄
7 三ふっ化窒素	NF ₃	※事務事業編の算定対象には含まれません

※太枠内の3ガスを本計画の算定対象とします。

(3) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、温対法施行令第 3 条に規定された排出係数、温対法施行令第 4 条に規定された地球温暖化係数、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 6 年 4 月 環境省）」に規定された方法により算定します。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

【活動量】

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気やガソリン等のエネルギー使用量等がこれに該当します。

【排出係数】

活動量から温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、温対法施行令第 3 条より活動の区分ごとに規定された係数を用います。

表 1-2 温室効果ガス排出係数

排出区分		単位	CO ₂	CH ₄	N ₂ O
燃料	ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.32	—	—
	灯油	kg-CO ₂ /L	2.49	—	—
	軽油	kg-CO ₂ /L	2.58	—	—
	A 重油	kg-CO ₂ /L	2.71	—	—
	LPG	kg-CO ₂ /kg	3.00	—	—
電気	2013（平成 25）年度 【基準年度】	kg-CO ₂ /kWh	0.514	—	—
	2023（令和 5）年度	kg-CO ₂ /kWh	0.360	—	—
排水処理	終末処理場	kg-GHG/m ³	—	0.00088	0.00016
	浄化槽	kg-GHG/人	—	0.59	0.023
一般廃棄物	准連続燃焼式焼却施設	kg-GHG/t	—	0.0770	0.0539
	廃プラスチック類 （合成繊維の廃棄物に限る）	kg-GHG/t	2,290	—	—
	廃プラスチック類 （合成繊維の廃棄物を除く）	kg-GHG/t	2,770	—	—

注）1. GHG（Green House GAS）は温室効果ガスを表します。

2. 電気の排出係数は、各年度の関西電力(株)の基礎排出係数を使用しました。

表 1-3 燃料の CO₂ 排出係数算出根拠（参考）

燃料	単位発熱量	炭素排出係数	活動量当たりの排出係数
ガソリン	34.6 MJ/L	0.0183 kg-C/MJ	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	36.7 MJ/L	0.0185 kg-C/MJ	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	37.7 MJ/L	0.0187 kg-C/MJ	2.58 kg-CO ₂ /L
A 重油	39.1 MJ/L	0.0189 kg-C/MJ	2.71 kg-CO ₂ /L
LPG	50.8 MJ/kg	0.0135 kg-C/MJ	3.00 kg-CO ₂ /kg

注) LPG の活動当たりの排出係数は、混合率をプロパン 7:ブタン 3 とみなし以下の式により算出しました。

$$\text{LPG 体積 (m}^3\text{)} = \text{LPG 重量 (kg)} / (1000/458)$$

【地球温暖化係数】

温室効果ガスの種類ごとに排出量を二酸化炭素相当量に換算するための係数であり、温対法施行令第 4 条により規定されています。

なお、2024（令和 6）年 4 月 1 日より、温対法施行令の改正に伴い、地球温暖化係数が一部変更されています。

表 1-4 地球温暖化係数

温室効果ガスである物質	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265

第2章 温室効果ガスの排出状況と課題

1. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

① 温室効果ガス排出状況の全体像

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度となる 2013（平成 25）年度では 13,100t-CO₂、直近年度である 2023（令和 5）年度は 7,504t-CO₂（基準年度比 42.7%削減）と算定されます。

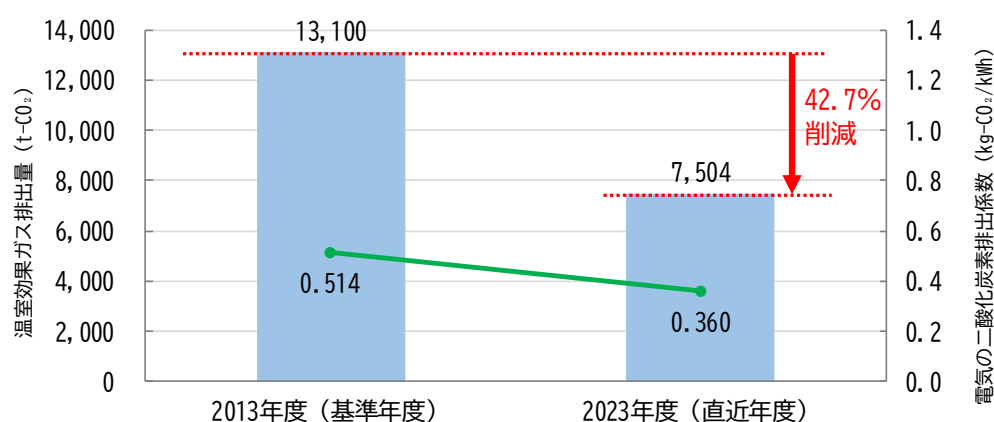


図 2-1 温室効果ガス総排出量の推移

② ガス別温室効果ガス排出量

直近年度（2023（令和 5）年度）における温室効果ガスの総排出量をガス種別にみると、二酸化炭素が最も多く、全体の 97.0%を占めています。また、すべてのガス種別において、基準年度と比較して減少しています。

表 2-1 基準年度と 2023 年度における温室効果ガス排出量（ガス種別）

ガス種別	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）		基準年度比 増減率 （%）
	2013 年度 （基準年度）	2023 年度 （直近年度）	
二酸化炭素（CO ₂ ）	12,860	7,278	-43.4
メタン（CH ₄ ）	47	46	-2.0
一酸化二窒素（N ₂ O）	193	180	-6.5
合 計	13,100	7,504	-42.7

注）端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

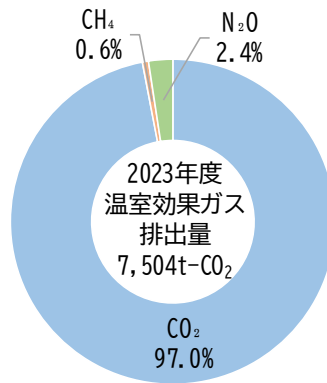


図 2-2 温室効果ガス種別内訳 (2023 年度)

③ 活動区分別温室効果ガス排出量

2023 (令和 5) 年度における活動の区分別温室効果ガス排出量をみると、電気の使用に伴う排出量の割合が最も多く 55.3%、次いで一般廃棄物の焼却による排出が 34.6%となっています。なお排水処理については、基準年度と比べ 7.1%増加しています。

表 2-2 活動の区分別温室効果ガス排出量

活動の区分要因	2013 年度(基準年度)		2023 年度		基準年度比 増減率 (%)
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
電気の使用	7,036	53.7	4,148	55.3	-41.1
燃料の使用(施設等)	816	6.2	423	5.6	-48.2
燃料の使用(公用車)	319	2.4	276	3.7	-13.5
排水処理	60	0.5	64	0.8	7.1
一般廃棄物の焼却	4,868	37.2	2,594	34.6	-46.7
合計	13,100	100.0	7,504	100.0	-42.7

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

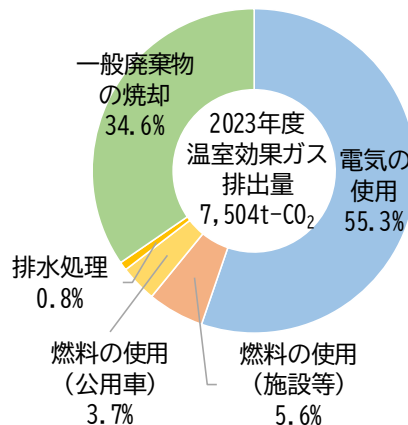


図 2-3 温室効果ガス活動区分別内訳 (2023 年度)

④ 課ごとのエネルギー起源二酸化炭素排出状況（排水処理、一般廃棄物の焼却を除く）

2023（令和5）年度における所管部署ごとの温室効果ガス排出量をみると、上下水道課が最も多く、51.1%を占め、次いで生活環境課が19.0%、教育委員会が11.1%となっています。

なお、地域防災課については、津波避難施設が新たに建設されたため、2023（令和5）年度の使用量が大幅に増加した状況になっています。

表 2-3 所管課別エネルギー起源二酸化炭素排出量

所管課・事業	2013 年度(基準年度)		2023 年度		基準年度比 増減率 (%)
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
総務課	187.7	2.3	108.3	2.2	-42.3
地域防災課	0.4	0.0	2.3	0.0	502.1
民生課	154.7	1.9	105.4	2.2	-31.8
住民保健課	54.0	0.7	14.0	0.3	-74.1
生活環境課	2,065.7	25.3	919.4	19.0	-55.5
観光課	308.8	3.8	196.5	4.1	-36.4
建設課	171.6	2.1	36.5	0.8	-78.7
農林水産課	170.7	2.1	35.3	0.7	-79.3
日置川事務所	134.2	1.6	69.9	1.4	-47.9
上下水道課	3,865.0	47.3	2,477.7	51.1	-35.9
教育委員会	588.5	7.2	536.6	11.1	-8.8
消防本部	151.4	1.9	68.6	1.4	-54.7
公用車	319.2	3.9	276.2	5.7	-13.5
合計	8,172	100.0	4,847	100.0	-40.7

注）端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

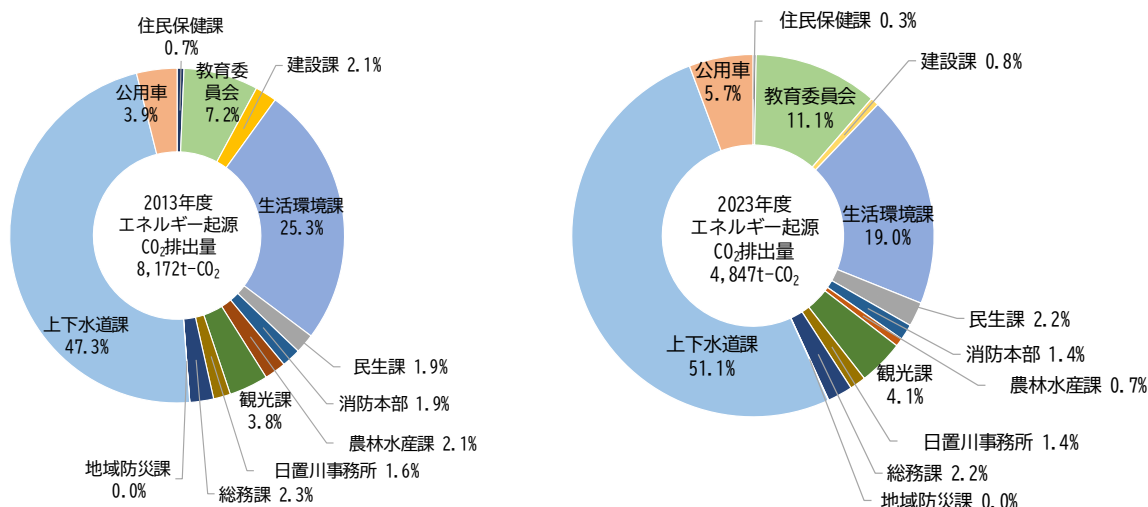


図 2-4 所管課別エネルギー起源二酸化炭素排出内訳

⑤ エネルギー使用状況等

2023（令和 5）年度のエネルギー使用量（熱量換算）は 109,825 GJ で、基準年度である 2013（平成 25）年度に比べ、18.7%減少しています。

エネルギー使用量の内訳をみると、電気の使用が 90.6%と大部分を占め、次いで A 重油が 3.6%となっています。施設の閉鎖等により、軽油、A 重油、LPG の削減割合が大きくなっています。

なお、一般廃棄物処理量及び農業集落排水処理人口は基準年度に比べ減少していますが、公共下水処理量は増加しています。

表 2-4 エネルギー使用状況等

活動の区分			固有単位	2013 年度(基準年度)			2023 年度			基準年度比増減率(%)
				使用量	I 社エネルギー消費量(GJ)	構成比(%)	使用量	I 社エネルギー消費量(GJ)	構成比(%)	
エネルギーの使用	燃料の使用	ガソリン	L	84,593	2,927	2.2	73,368	2,539	2.3	-13.3
		灯油	L	65,227	2,394	1.8	50,399	1,850	1.7	-22.7
		軽油	L	74,743	2,818	2.1	42,939	1,619	1.5	-42.6
		A 重油	L	188,880	7,385	5.5	100,000	3,910	3.6	-47.1
		LPG	kg	24,016	1,220	0.9	7,154	363	0.3	-70.2
	電気の使用		千 kWh	13,690	118,278	87.6	11,521	99,544	90.6	-15.8
	合計		—	—	135,021	100.0	—	109,825	100.0	-18.7
その他	排水処理	公共下水	m ³	835,090	—	—	905,870	—	—	8.5
		農業集落排水	人	157	—	—	135	—	—	-14.0
	一般廃棄物処理量		t	10,957	—	—	9,885	—	—	-9.8

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

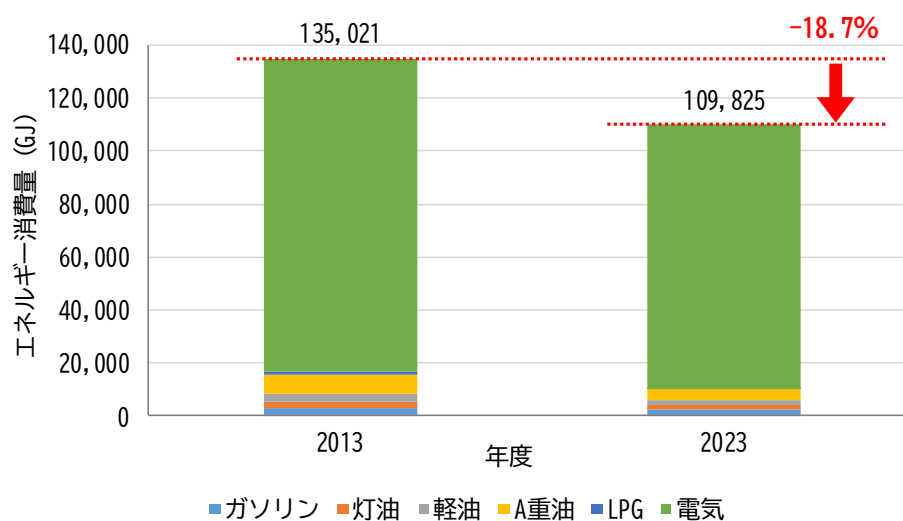


図 2-5 エネルギー使用状況

(2) これまでの取組状況

① 施設・設備の省エネ対策

庁内調査の結果、公共施設において 2023（令和 5）年度までに LED 化がすべて完了している施設は、役場本庁舎、第一 IT ビジネスオフィス、第二 IT ビジネスオフィス、町立体育館、湯崎保育園の 4 施設です。

また、2018 年度以降に空調設備の更新を行った施設は 7 施設となっています。

② 再生可能エネルギーの導入状況

庁内調査の結果、公共施設において 2023（令和 5）年度までに太陽光発電設備を設置している施設は、16 施設となっています。

③ 公用車の電動車導入状況

本町における 2023（令和 5）年度の電動車の導入状況は、公用車 194 台のうち、ハイブリッド自動車 10 台と、公用車に占める電動車の割合は 5%となっています。

(3) 温室効果ガス排出量の増減要因

① エネルギーの使用に伴う排出量

2023（令和 5）年度の本町の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度となる 2013（平成 25）年度比で 40.7%削減と算定されますが、エネルギー消費量を見ると 18.7%の削減にとどまっています。

これは、灯油や軽油、A 重油の使用量が大きく削減されている一方で、エネルギー使用の大半を占める電気の使用量は 15.8%の削減にとどまっているためであると考えられます。

このため、温室効果ガス排出量の削減は、エネルギー使用量の削減に加え、電気の二酸化炭素排出係数の低減が影響していると考えられます。

② 一般廃棄物の焼却に伴う排出量

本町における一般廃棄物の処理状況をみると、2023（令和 5）年度における一般廃棄物焼却処理量は、9,885t と、基準年度である 2013（平成 25）年度に比べ、9.8%の削減となっています。一方で、プラスチック組成率は、2023（令和 5）年度は 14.8%であり、2013（平成 25）年度比で 42.6%と大きく減少しています。

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却に伴うものが大部分を占めることから、ごみに占めるプラスチックの割合の増減の影響を大きく受けます。2021（令和 3）年度以降プラスチック組成率が大きく減少していることが、排出量の削減につながっていると考えられます。

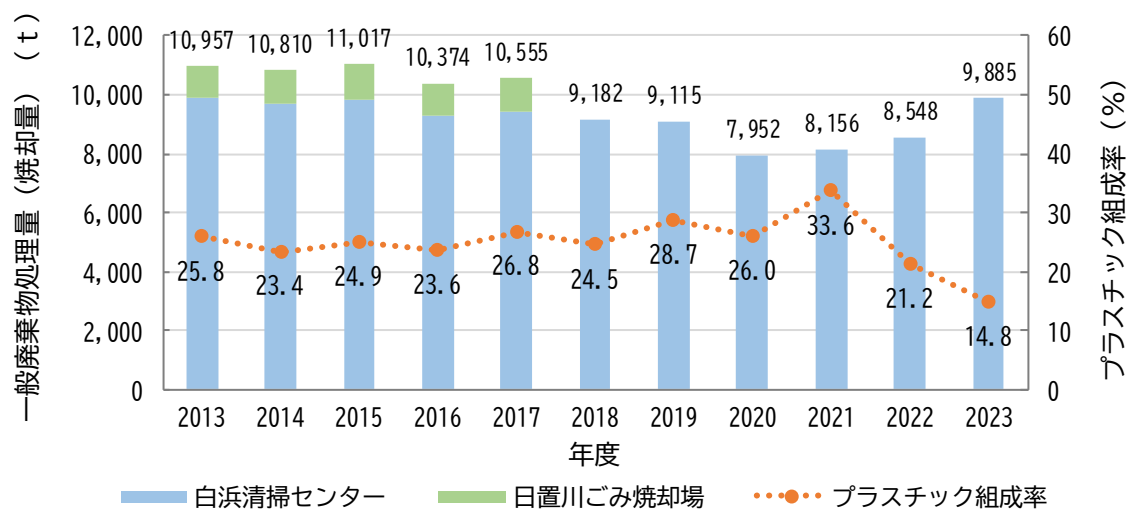


図 2-6 一般廃棄物焼却量・プラスチック組成率の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省ホームページ）

白浜町資料

2. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を以下に示します。

① エネルギー使用量の把握

温室効果ガスの排出削減に向けて最も重要なことは、現状のエネルギー使用量を正確に把握し、温室効果ガス排出量をしっかりと把握することです。

現状を正しく分析することで、こういった取組・対策を講じていけばよいかを検討することができるため、施設におけるエネルギー使用量を正しく把握していく必要があります。

② 電気由来の温室効果ガス排出量の削減

2023（令和 5）年度のエネルギー起源 CO₂ の排出量は 64.6%で、そのうち電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、55.3%、となっており、多くの割合を電気の使用に伴う排出が占めています。電気の使用量を減らすとともに、使用する電気を再生可能エネルギー由来のものへ転換するなど、削減に向けた取組が必要です。

③ 公用車による燃料使用量の削減

公用車の利用による排出量は、エネルギー起源 CO₂ の 5.7%、全排出量の 3.7%を占め、他の項目に比べ削減が進んでいません。次世代自動車などの燃費性能の優れた自動車への入れ替えを行うなど、削減に向けた取組が必要です。

④ 一般廃棄物の削減

清掃センター等のごみ処理施設による一般廃棄物の焼却に伴う排出は、全体の 34.6%を占めています。

町が率先して廃棄物の減量化及び再資源化に努める必要がありますが、併せて、住民等に対して廃棄物の減量化や再資源化に関する情報提供や周知啓発を図るとともに、住民等の取組や活動に対して効果的な支援策を行う必要があります。

第3章 計画の目標

1. 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められていることから、本計画では、政府実行計画で目標として掲げられている「2013（平成 25）年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030（令和 12）年度までに 50%削減すること」を踏まえた目標を設定します。

また、本町の事業の性質に応じ、事務事業に伴う排出量と一般廃棄物の焼却に伴う排出量の 2 つの区分に分けて管理することとします。

表 3-1 目標設定の区分と活動の区分の対応

目標設定の区分	活動の区分
(1) 事務事業に伴う排出量 (一般廃棄物の焼却に伴う排出量を除く)	・ 電気の使用 ・ 燃料の使用 ・ 電気の使用（自動車） ・ 燃料の使用（自動車） ・ 排水処理
(2) 一般廃棄物の焼却に伴う排出量	・ 一般廃棄物の焼却

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、「2029（令和 11）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 49%削減」（2030（令和 12）年度では 50%削減相当）を目標とします。さらに、長期的な目標として、「2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指します。

本計画の温室効果ガスの削減目標

計画目標：2029（令和 11）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成 25）年度比で **49%削減**

中期目標：2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成 25）年度比で **50%削減**

長期目標：2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**

表 3-2 温室効果ガス排出量の削減目標

（単位：t-CO₂）

項目	【基準年度】 2013 （平成 25） 年度	【現状年度】 2023 （令和 5） 年度	削減目標	
			【目標年度】 2029(令和 11)年度 （基準年度比）	【中期目標】 2030(令和 12)年度 （基準年度比）
事務事業全体の 温室効果ガス排出量	13,100	7,504	6,686 （-49.0%）	6,550 （-50.0%）
事務事業に伴う排出量 （一般廃棄物の焼却に 伴う排出量を除く）	8,231	4,910	4,229 （-48.6%）	4,116 （-50.0%）
一般廃棄物の焼却に 伴う排出量	4,868	2,594	2,457 （-49.5%）	2,434 （-50.0%）

注）端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

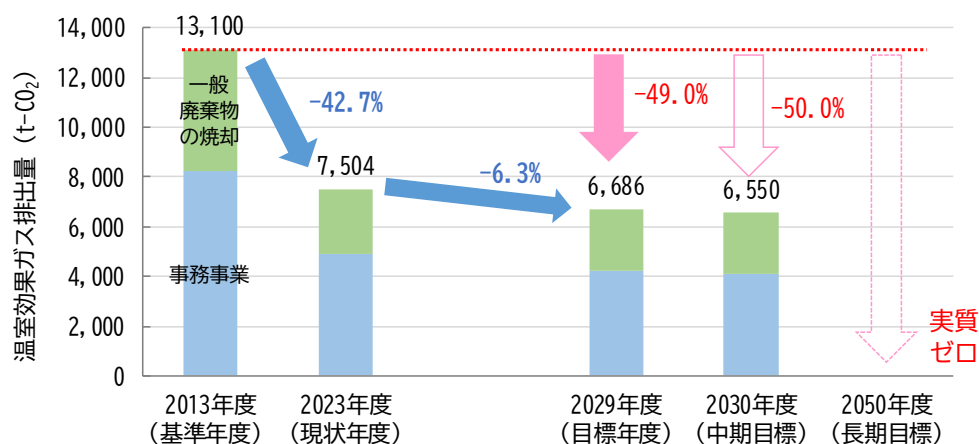


図 3-1 温室効果ガス排出量

第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

本計画の目標を達成するため、以下の方針に基づいて取組を推進します。ハード及びソフトの両面から温室効果ガス排出量の削減に努めます。

取組の推進にあたっては、新しい技術の活用、民間事業者との連携を図るなど、費用対効果を見極めながら推進していきます。

再生可能エネルギーの利用の推進



再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しない持続可能なエネルギー源であり、積極的な活用を図っていくことが必要です。また、環境負荷の低減だけでなく、エネルギーの分散確保、地域経済の活性化などを図る上で重要となっています。

国の政府実行計画では、太陽光発電の最大限の導入を図るため、2030（令和 12）年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50％以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとしています。そこで、本町においても、町有施設のうち、設置可能な建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備の導入を検討するとともに、2030（令和 12）年度までに公共施設で調達する電気のうち再生可能エネルギー由来の電気の占める割合を高めます。

また、軽油や灯油等を使用する設備は、電化もしくは、温室効果ガス排出量が少ない燃料への転換を検討します。

公共施設の脱炭素化の推進



省エネルギー性能の高い設備・機器の導入、建築物の脱炭素化など、建物のエネルギーの消費効率を向上させることは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

高断熱・高効率仕様など、省エネルギーに配慮した施設になるように計画・設計段階から検討するとともに、設備・機器等の更新時期も踏まえた取組を推進します。

特に LED 照明については、2030（令和 12）年度までに公共施設の 100％に導入することを目指すとともに、高効率設備への更新・導入を進め、公共施設を中心とした ZEB 化にも取り組んでいきます。

公用車の脱炭素化の推進



電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等は、公用車の脱炭素化とともに、災害時等の停電時には非常用電源として活用できることから、レジリエンスの向上を進める上で重要です。

本町では次世代自動車の導入やエコドライブの推進、公用車の適正管理に取り組むことにより、公用車の脱炭素化を図ります。

町職員の環境行動の推進



地球温暖化は日常生活や事業活動に起因するものであり、脱炭素型ライフスタイルの実践を進めることが重要です。

環境に配慮した設備の使用を町職員全体で取り組むとともに、庁舎等の使用電力量の削減や環境に配慮した製品の調達、使用拡大などを推進し、環境への負荷の低減を図ります。

また、公共施設から排出される廃棄物については、「プラスチック資源循環促進法」の基本原則である「3R+Renewable」（ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）+バイオマスプラスチック製品等の再生材の利用（Renewable））に取り組み、循環型社会の形成を推進します。

さらに、ICT 技術等を活用し、効率的な行政運営を行うとともに、住民サービスの DX 化を進めることにより、住民生活における利便性向上を図ります。

2. 具体的な取組

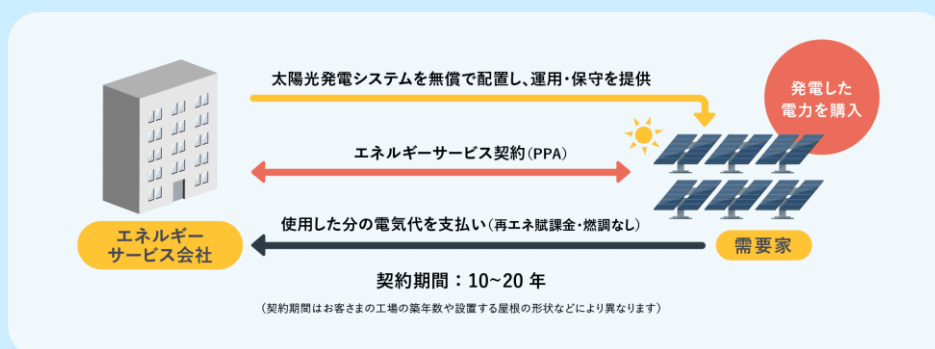
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

① 太陽光発電設備の導入

- ・ 既存の公共施設への太陽光発電設備の最大限の導入に努めます。
- ・ 公共施設の改修や、増改築、新築の際に太陽光発電設備等の導入を検討します。
- ・ 初期投資を必要としない PPA モデルによる太陽光発電の導入に向けて検討を行い、公共施設や町有地へ率先的に導入します。
- ・ ソーラーカーポートの導入を検討します。

PPAモデル

PPA (Power Purchase Agreement) とは、電力購入契約という意味で第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出量の削減ができます。初期費用不要で太陽光発電システムを導入でき、蓄電池システムを導入することで非常用電源に利用できること、設置事業者がメンテナンスを行うため、管理不要であることなどのメリットがあります。



出典) 再エネスタート (環境省)

ソーラーカーポート

「ソーラーカーポート」とは、カーポートの屋根として太陽光パネルを用いるもの(太陽光発電一体型カーポート)、あるいは、カーポートの屋根上に太陽光発電パネルを設置するもの(太陽光発電搭載型カーポート)を指します。

カーポートを設置することで、駐車場の駐車スペースを確保したまま、駐車場の上部空間を利用した太陽光発電を実現できます。



太陽光発電一体型
カーポート



太陽光発電搭載型
カーポート



出典) 環境省「ソーラーカーポートの導入について」

② 蓄電池設備の導入

- ・ 平常時における電力のピークカットや停電時におけるレジリエンスの向上を進めるため、太陽光発電設備を導入する際には蓄電池の設置を検討します。

③ 再生可能エネルギー電力等の調達の推進

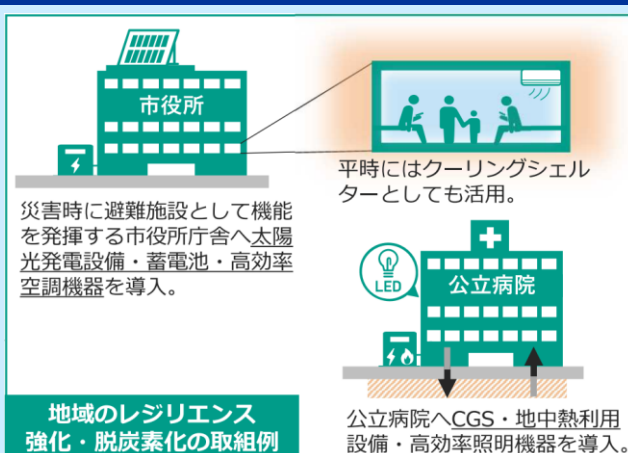
- ・ 二酸化炭素排出係数の小さい電力への切り替えを進めます。
- ・ 軽油や灯油等を使用する設備は、電化若しくは二酸化炭素排出係数が小さい燃料へ転換します。

レジリエンスの向上

レジリエンスとは、災害分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われるようになった概念です。

東日本大震災以降、電力の安定供給に対する懸念から節電への取組が定着し、災害時対応力を高める観点から分散型エネルギーシステムに対する関心が深まり、脱炭素化やエネルギーの自立化に向けた再生可能エネルギーへの期待が高まっています。自然災害等の激甚化により大規模停電が発生したことを踏まえ、地域に賦存するエネルギー資源を有効に活用し、自立・分散型のエネルギーシステムを構築することは、生活に必要なライフラインの維持による地域レジリエンスの向上に資するとともに、エネルギーの地産地消は地域経済の活性化にもつながります。

出典) 環境省「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業」



再エネ電力の調達

小売り電気事業者が提供する再エネ電気プランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。

多くの小売り電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量実質ゼロの電気になります。なお、再エネプランには100%以外にも様々な割合のものがあります。

出典) 環境省 再エネスタートウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>)



(2) 公共施設の脱炭素化の推進

① 公共施設の省エネルギー化の推進

- ・ 今後、新築を予定している施設については、原則、ZEB Oriented 相当以上とします。
- ・ 大規模改修時には、省エネ設計や断熱性能の向上を図るとともに、高効率な省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入により、建築物の ZEB 化を目指します。また、ZEB 化が難しい施設についても、可能な限り省エネ性能を高めます。
- ・ 断熱材・遮熱塗装や、断熱サッシ・ドア等による断熱性能の向上を図ります。
- ・ エネルギー消費量の削減を目指し、庁舎等に BEMS の導入を検討します。
- ・ 電力デマンド管理を行い、ピーク時の電力の削減を積極的に図ります。
- ・ 省エネ診断の結果を活用し、公共施設の効率的な省エネを図ります。

② 省エネルギー型機器の導入等

- ・ 照明設備の LED 照明導入割合について、100%を目指します。
- ・ 高効率空調などの省エネルギー型機器の導入や更新を図ります。
- ・ 調光システムや人感センサーの導入を検討します。
- ・ コージェネレーションシステムの導入を検討します。
- ・ コピー複合機の導入によるプリンターの削減など、設備機器の集約化を図ります。
- ・ 重油等を使用する機器について、更新時には電化を図ります。

③ 資材の環境配慮

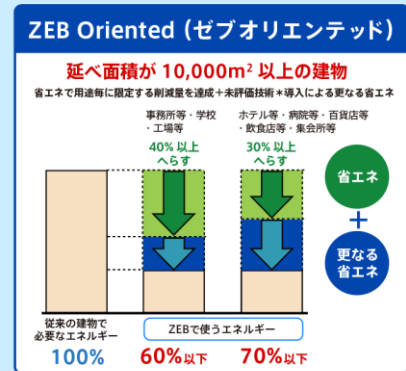
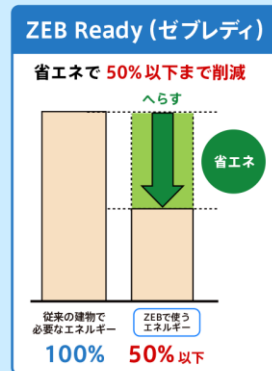
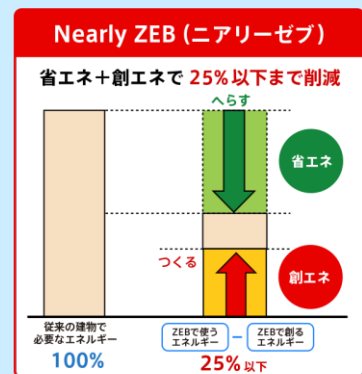
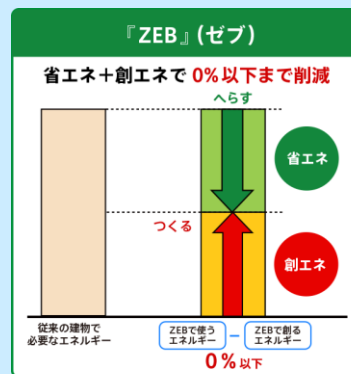
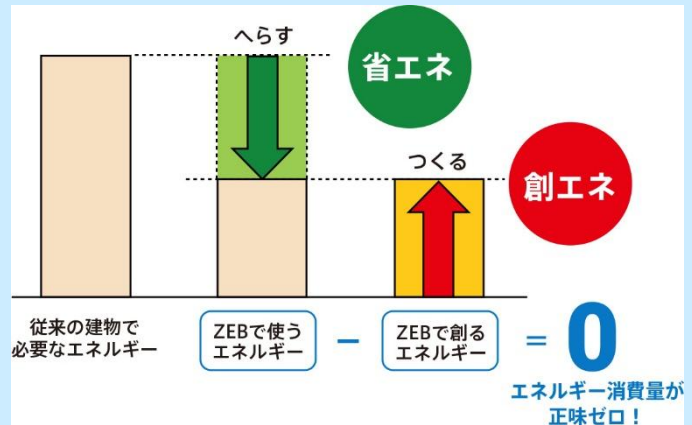
- ・ 公共建築物の木造化を図ります。また、内装等の木質化を推進します。
- ・ 再生されたまたは再生利用が可能な建設資材の利用に努めます。

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

建物では電気やガス、熱などのエネルギーが、空調、換気、照明、給湯などの様々な形で消費されています。

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：ゼブ）とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをできるだけ減らし、かつエネルギーをつくることで、エネルギー消費量の収支を正味（ネット）ゼロにすることを目指した建物のことです。

ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されています。



出典) ZEB PORTAL [ゼブ・ポータル]
(環境省ホームページ)

*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

(3) 公用車の脱炭素化の推進

① 次世代自動車の導入

- ・ 公用車について、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）の導入を図ります。
- ・ 電気自動車の充電設備の設置など、電動車の導入に向けたインフラ整備を行います。

② エコドライブの推進

- ・ 急発進・急加速の抑制やアイドリングストップなどエコドライブを実施します。
- ・ 不必要なカーエアコンの使用を控えます。
- ・ 不要な荷物の積載を控えます。
- ・ 出発前に経路や道路状況を確認し、適切な移動を行います。

③ 公用車の適正管理

- ・ 公用車の走行距離や燃費などを把握し、保有台数の適正化を図ります。
- ・ 定期的な車両の点検・整備を適正に行います。

電動車

電動車は、バッテリーに蓄えた電気エネルギーを動力の全て又は一部として走行する自動車指し、「電気自動車（EV）」「燃料電池自動車（FCV）」「プラグインハイブリッド自動車（PHEV）」「ハイブリッド自動車（HV）」の4種を電動車といいます。

多くの電動車は、外部供給機能を備えており、災害時に「移動式電源」として活用することができ、避難所等に給電することができるため、レジリエンスの向上にもつながります。

電動車の種類と概要

種 類	概 要
電気自動車（EV）	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モータを動力源として走行する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO ₂ 排出量はゼロ。
燃料電池自動車（FCV）	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみでCO ₂ の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。
ハイブリッド自動車（HV）	ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。

出典）環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」

エコドライブ10のすすめ

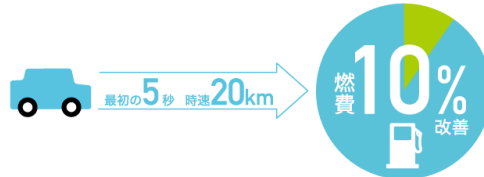
エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。

また、エコドライブは交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。

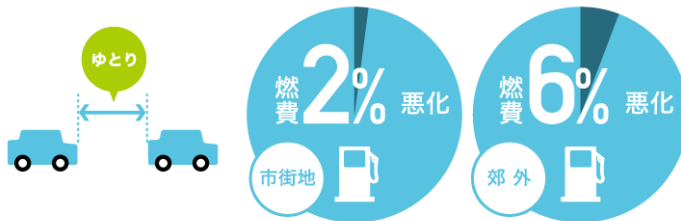
1. 自分の燃費を把握しよう



2. ふんわりアクセル「eスタート」



3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転



4. 減速時は早めにアクセルを離そう



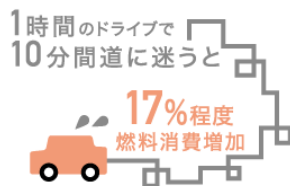
5. エアコンの使用は適切に



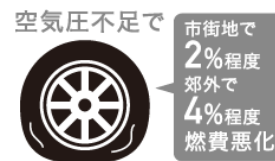
6. 無駄なアイドリングはやめよう



7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう



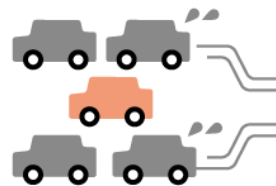
8. タイヤの空気圧からはじめる点検・整備



9. 不要な荷物はおろそう



10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう



出典) 環境省 再エネスタートウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>)

(4) 町職員の環境行動の推進

① 省エネルギー行動の推進

- ・点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底します。
- ・昼休みは業務上支障がない範囲で消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯します。
- ・空調設備の清掃・点検を定期的に行うなど、維持管理を適正に行います。
- ・冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安に適正な調整に努めます。
- ・冷暖房使用時のカーテン、ブラインドの使用などにより冷暖房負荷を削減します。
- ・冷暖房とサーキュレーター等を併用し、温度ムラを緩和します。
- ・会議室等の空調は、使用後停止します。
- ・自然光や外気を取り入れ、不要な照明・空調の使用防止に努めます。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施します。
- ・湯沸器・温水器は、タイマー制御が可能なものについては利用実態に合わせて利用時間を設定します。
- ・ボイラー等の機器を適正管理し、効率的運転を行います。
- ・パソコンやプリンターなどの機器について、省エネルギーモード設定の適用を徹底します。
- ・出張などは極力、公共交通機関（鉄道、バス）を利用します。

② 省資源化の推進

- ・5R (Reduce (削減)、Refuse (拒否)、Reuse (再使用)、Repair (修理)、Recycle (リサイクル)) を推進します。
- ・ごみの分別を徹底し資源化の取組に努めます。
- ・使用済みの用紙類回収ボックスを設置し、古紙の回収を推進します。
- ・ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図ります。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品を購入します。
- ・会議資料等の両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、ページ数や部数についても必要最小限の量とします。
- ・環境省が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、再生可能素材が使用されている等、環境に配慮した物品等の調達を推進します。
- ・水道使用時には、水圧の調整やこまめに水を止めるなど、節水に努めます。

③ デジタル化の推進

- ・AI・RPA などの先進技術の活用やペーパーレスを推進し、行政事務のスマート化を推進します。
- ・キャッシュレスによる公金収納の推進等、行政手続きのデジタル化を推進します。

④ ワークライフバランスの確保

- ・ 事務に支障のない範囲での定時退庁、ノー残業デーの徹底を図ります。
- ・ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図ります。
- ・ テレワークの推進や Web 会議システムの活用等により、多様な働き方を推進します。

⑤ 職員等の意識啓発

- ・ 職員に対する研修会などを開催し、環境意識の向上を図ります。
- ・ 本計画の実施状況等、環境に関する情報を庁内で共有します。

第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画を推進するために、町長を委員長とする「白浜町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 白浜町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。本計画の進捗状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 白浜町地球温暖化対策庁内委員会事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

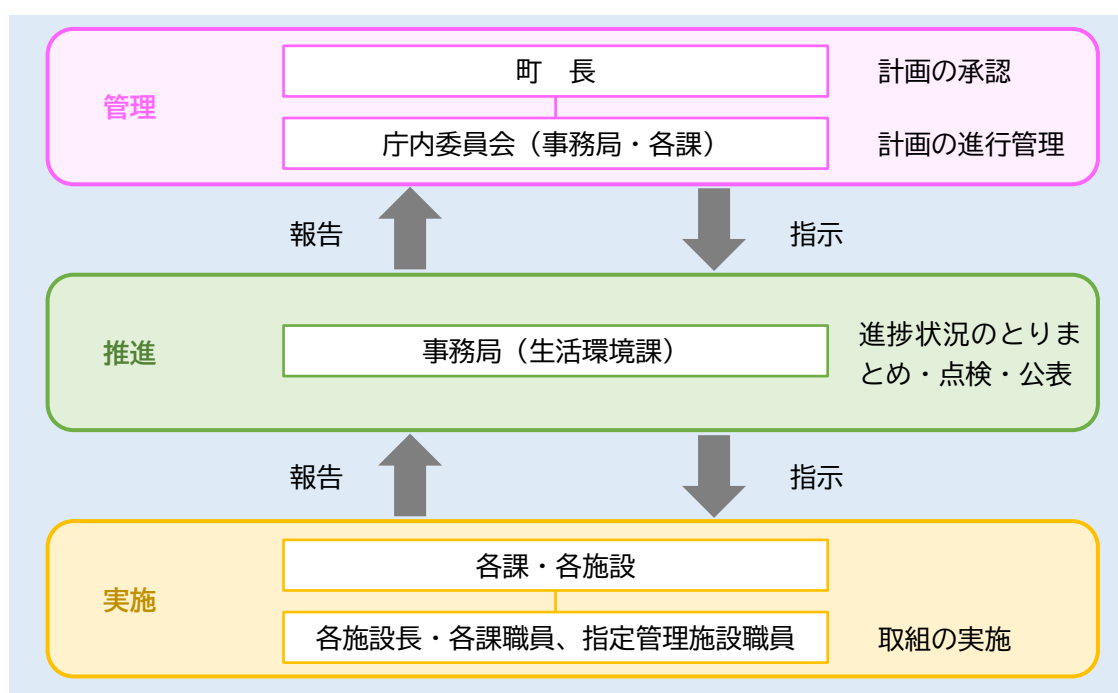


図 5-1 推進体制

2. 点検・評価・見直し体制

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、「PLAN（計画）」→「DO（実行）」→「CHECK（点検評価）」→「ACT（改善）」という流れで行います。

本計画の計画期間中、毎年度の温室効果ガス排出量の集計を行い、目標の達成状況、計画の進捗状況の確認を行います。

事務局は、各課からのエネルギー使用量等を集計し、本町事務事業における年間の温室効果ガス排出量を推計します。

これら集計結果に基づき、目標達成に向けた進捗状況について把握します。

また、達成状況に応じて評価し、取組の見直しや各課等に対して改善方策の実施を要請します。

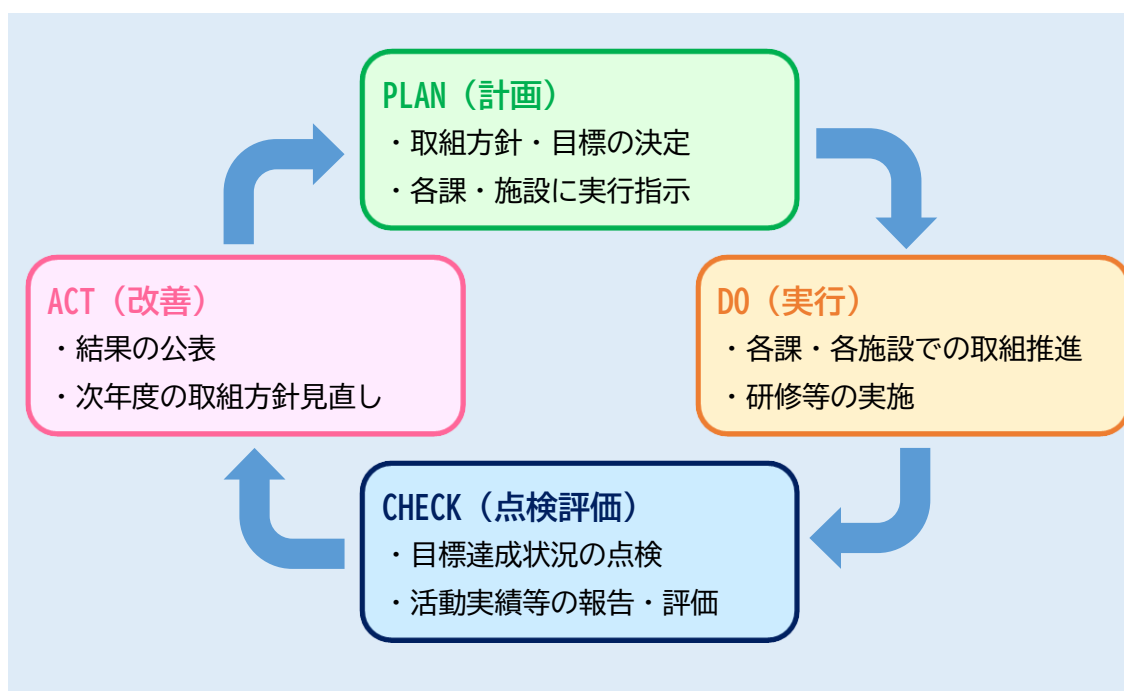


図 5-2 本計画の PDCA サイクル

3. 進捗状況の公表

本計画の実施状況については、毎年度の進捗状況を取りまとめ、町のホームページ等により年 1 回公表します。

資料編

1. 温室効果ガス削減見込量

温室効果ガス削減目標の設定にあたって、「省エネルギー化」、「電気の排出係数の低減」、「太陽光発電設備の導入」、「次世代自動車の導入」、「ごみ排出量の削減」による対策の効果を以下のとおり見込みました。

(1) 省エネルギー化

エネルギー診断によって、以下の施設における設備改修効果を下記のとおり見込みました。主な設備改修効果は、照明の LED 化や高効率設備の導入によるものです。

なお、電気の排出係数については、2030（令和 12）年度の国の目標数値を用いて算定を行いました。

エネルギー診断施設の設備改修効果

（単位：t-CO₂）

施設名	照明の LED 化	高効率設備 の導入	その他	合計
総合体育館	26.4	0.08	13.6	40.10
日置川拠点公民館	2.5	0.04	—	2.54
白浜第一小学校	—	0.04	—	0.04
合 計	28.9	0.16	13.6	42.68

(2) 電気の排出係数の低減

国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和 12）年度的全電源平均の電気の排出係数の目標値は 0.25kg-CO₂/kWh とされています。町で使用する電気の排出係数も同様の 0.25kg-CO₂/kWh に低減した場合の 2030（令和 12）年度の削減見込量は、以下のとおりです。

活動の区分	① 電気使用による 排出量 (t-CO ₂) 2023 年度	② 省エネ対策による 削減量 (現況排出係数) (t-CO ₂)	電気の排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		(①-②) × (1-④/③) 削減見込量 (t-CO ₂)
			③ 現況排出係数	④ 2030 年度	
電気の使用	4,148	69	0.36	0.25	1,246

注) 端数処理のため、数値が一致しない場合があります。

(3) 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備の設置可能性ポテンシャル調査を実施しました。そのうち、温室効果ガス排出量の削減効果が多く見込まれる 3 施設について、太陽光発電設備を導入した場合の削減効果を算出しました。

ポテンシャル調査結果

施設名	設備容量 (kW)	年間発電見込量 (kWh)	電気の排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	削減見込量 (t-CO ₂)
総合体育館	24.18	30,717	0.25	7.7
日置川拠点公民館	25.11	27,545		6.9
白浜第一小学校	37.80	40,833		10.2
合 計	87.09	99,095	—	24.8

注) 端数処理のため、数値が一致しない場合があります。

(4) 次世代自動車の導入

本町の公用車について、現在保有しているガソリン車 15 台を 2030 (令和 12) 年度までに電気自動車に更新した場合の温室効果ガス削減量を算定しました。

次世代自動車の導入による削減見込量 (1 台あたり)

車種	燃費	年間走行距離 (km/台・年)	燃料使用量	排出係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
ガソリン車	15.6 km/L	5,082	0.326 kL	2.32 kg-CO ₂ /L	0.76
電気自動車	0.124 kWh/km		630 kWh	0.25 kg-CO ₂ /kWh	0.16
削減量 (1 台あたり)					0.60
削減率 (%)					79.2%

注) 1. 端数処理のため、数値が一致しない場合があります。

2. ガソリン車の燃費は、ダイハツハイゼットのカatalog値、電気自動車の燃費は ek-XEV のカatalog値を用いています。

3. 年間走行距離は、「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)を基に設定しました。

(5) ごみ排出量の削減

「白浜地域 循環型社会形成推進地域計画」(2021(令和3)年 白浜町)では、排出量について、2026(令和8)年度に2019(令和元)年度比で9.8%削減を目標として掲げています。そこで、今後同程度の削減率(7年間で9.8%削減)を見込んだ場合の削減量を算定しました。

ごみ排出量の削減による削減見込量

活動の区分	① 2023 年度排出量 (廃棄物由来) (t-CO ₂)	② 削減割合 (%)	①×② 2030 年度削減見込量 (t-CO ₂)
一般廃棄物の焼却	2,594	9.8	254

(6) 温室効果ガス削減見込量

(1)～(5)の対策による削減効果は、次頁のとおりとなります。すべての対策による削減見込量は、1,577t-CO₂(計画目標年度である2029(令和11)年度では1,352t-CO₂)となり、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度の基準年度比で54.8%の削減(計画目標年度である2029(令和11)年度では53.0%の削減)となります。

温室効果ガス削減内訳（2030（令和 12）年度）

項目		事務事業に伴う 排出量 （一般廃棄物の焼却に 伴う排出量を除く）	一般廃棄物の 焼却に伴う 排出量	町全体の 排出量
2013 年度（基準年度）		8,231	4,868	13,100
2023 年度（現状年度）①		4,910	2,594	7,504
削減見込量②	省エネルギー化	43 注2	—	43
	電気の排出係数の低減	1,246 注3	—	1,246
	太陽光発電設備の導入	25 注4	—	25
	次世代自動車の導入	9 注5	—	9
	ごみ排出量の削減	—	254 注6	254
	削減見込量の小計	1,323	254	1,577
2030 年度 （中期目標）	排出量（①-②）	3,588	2,340	5,927
	基準年度比削減率	56.4%	51.9%	54.8%
2029 年度 （計画目標）	排出量注7	3,777	2,376	6,153
	基準年度比削減率	54.1%	51.2%	53.0%

注）1. 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

2. 2023（令和 5）年度を基準に、省エネルギー診断結果に基づく設備改修効果から設定した削減量

3. 2023（令和 5）年度を基準に、全電源平均の電気の排出係数の低減（0.25kg-CO₂/kWh）の効果から設定した削減量

4. 太陽光発電ポテンシャル調査結果に基づく設備設置効果から設定した削減量

5. ガソリン車 15 台を電気自動車に更新した場合の削減量

6. 「白浜地域 循環型社会形成推進地域計画」を基に設定した削減量

7. 2029（令和 11）年度の削減量は 2030 年度の削減量からバックキャストिंगにより算出しました。

2. スクリーニング調査

(1) 調査施設

「白浜町公共施設等総合管理計画」（令和３年度改定版）より、公共施設を区分ごとに下表に示しました。全施設数は 216 施設で、中分類で最も多かったのは、その他で、次いで消防施設でした。

一方、延床面積で最も多かったのは、学校で、次いでその他でした。

調査施設			
大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）
住民文化系施設	集会施設	14	6,105
	文化施設	11	5,371
社会教育系施設	図書館	1	291
	博物館等	2	1,109
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	6,613
	レクリエーション施設・観光施設	3	2,118
	保養施設	10	5,582
産業系施設	産業系施設	4	2,695
学校教育系施設	学校	15	47,062
	その他教育施設	7	1,682
子育て支援施設	幼稚園・保育園・子ども園	6	4,925
	幼児・児童施設	1	794
保健・福祉施設	保健施設	1	539
	高齢福祉施設	8	3,517
行政系施設	庁舎等	3	5,937
	消防施設	32	4,318
	その他行政系施設	5	637
公営住宅	公営住宅	14	22,186
供給処理施設	供給処理施設	5	5,994
その他	その他	50	34,669
医療施設	医療施設	3	581
上水道施設(簡易水道施設含む)	上水道施設	13	3,390
下水道施設	下水道施設	3	6,489
合計		216	172,604

(2) 調査方法

公共施設（216 施設）を対象に書面調査を実施し、太陽光発電設備設置のスクリーニング調査を実施しました。なお、スクリーニング調査は、下表に示す項目の判定基準により、「×」があれば、設置不適としました。

スクリーニング項目

項 目	判定基準
設置可能面積	町台帳の延床面積を階数で除し、設置可能面積係数を乗じた面積について ・○：150 m ² 以上 ・×：150 m ² 未満
構造	町台帳の構造について ・○：W（木造）以外の種別が明記されている場合（R、RC 等） ・×：W（木造）
耐震	町台帳の耐震有無について ・○：耐震基準を満たしている ・×：耐震基準を満たしていない又は耐震改修が未実施のもの ※構造計算書の荷重計算より設置可能な施設は○とする。
耐用年数	町台帳の耐用年数について ・○：残耐用年数が 2025 年以降 ・×：残耐用年数が 2025 年未満
廃止予定	町台帳の廃止予定について ・○：廃止計画なし ・×：廃止予定

(3) 調査結果

スクリーニング調査結果を下表に示しました。設置可能施設は 39 施設で、中分類で最も多かったのは、学校で、次いで市民文化系施設、集会施設及びその他施設でした。

なお、太陽光発電設備が一部設置済みの施設も含んでいます。

設置可能施設一覧

中分類	施設名	中分類	施設名
集会施設	保呂集会所	その他教育施設	西富田第二学童保育所
	日置川拠点公民館		白浜学童保育所
	中央公民館		西富田給食センター
	青少年研修センター	幼稚園・保育園	白浜幼児園
文化施設	富田会館		とんだ幼児園
スポーツ施設	町立総合体育館	高齢福祉施設	高齢者活動促進施設みまい荘
レクリエーション施設・観光施設	フィッシャーマンズワーフ白浜		高齢者生活福祉センター 夢の里
	地域産物展示販売施設（海来館）	庁舎等	白浜町役場
保養施設	牟婁の湯浴場		日置川事務所
産業系施設	IT ビジネスオフィス	消防施設	白浜町消防署本部庁舎
	第 2IT ビジネスオフィス		日置川消防署庁舎
	川添山村活性化支援センター	供給処理施設	白浜町最終処分場
学校	白浜第一小学校		白浜町清掃センター
	西富田小学校	上水道施設	水道庁舎
	北富田小学校		日置浄水場
	富田小学校	その他	鶏肉加工所
	旧椿小学校		内ノ川蒲鉾共同作業場
	日置小学校		白浜町斎場
	富田中学校		旧市鹿野小学校
	日置中学校		

※日置川拠点公民館は、構造計算の荷重計算より設置可能であったため、耐震は○とした。

3. エネルギー診断結果概要

スクリーニング調査結果で太陽光発電設備が設置可能となった施設のうち、下表の3施設(町有施設)について、電気設備・機械設備等の図面などの確認を行うとともに、現地調査を行い、設備更新等のエネルギー診断と太陽光発電設備の導入可能性について調査を行いました。

調査対象施設の概要

No.	施設名	所在地	建物用途	延床面積
1	総合体育館	和歌山県西牟婁郡白浜町 29-3	スポーツ施設	4,967m ²
2	日置川拠点公民館	和歌山県西牟婁郡白浜町日置 980 番地の1	集会施設	2,503m ²
3	白浜第一小学校	和歌山県西牟婁郡白浜町 196	学校	3,881m ²

エネルギー診断及び太陽光発電導入可能性調査結果一覧

施設名称	対策 番号	温室効果ガス排出量 削減対策の内容	温室効果ガス 削減効果 (t-CO ₂ /年)
総合体育館	1	LED 照明の導入	33.6
	2	ヒートポンプ給湯器の導入	0.07
	3	高効率空調機の導入	0.01
	4	ヒートポンプチラーの導入	12.0
	5	太陽光発電設備の導入	16.6
	小計		62.3
日置川拠点公民館	1	LED 照明の導入	3.2
	2	ヒートポンプ給湯器への更新	0.04
	3	太陽光発電設備の導入	14.9
	小計		18.1
白浜第一小学校	1	ヒートポンプ給湯器への更新	0.03
	2	太陽光発電設備の導入	22.1
	小計		22.1

注) 1. 太陽光発電設備の導入における CO₂ 削減量は、平成 30 年度版 JPEA 表示に関する業界自主ルールに基づき算定している。

2. その他の対策における電気の排出係数は、関西電力(株)基礎排出係数の 2023 年度実績を用いた。

4. 庁内調査結果概要

庁内における省エネルギー行動等の実施状況について把握するため、アンケート調査を実施しました。

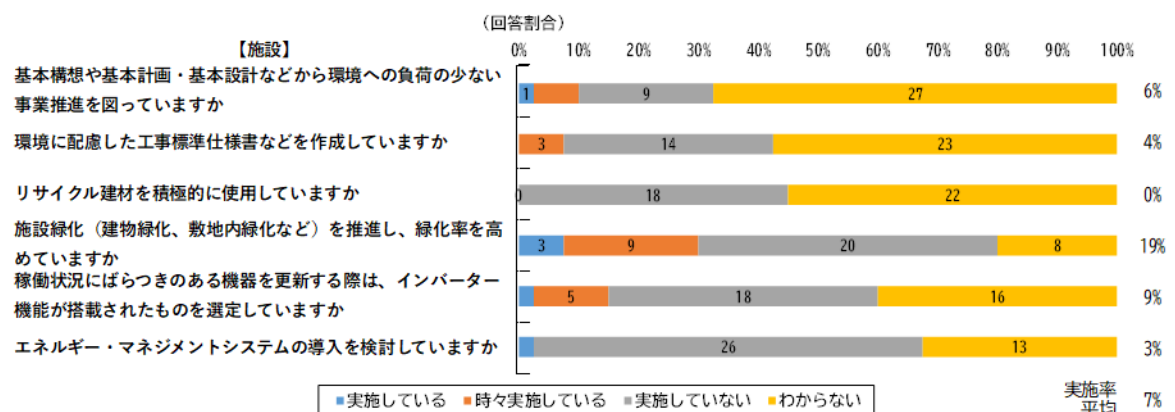
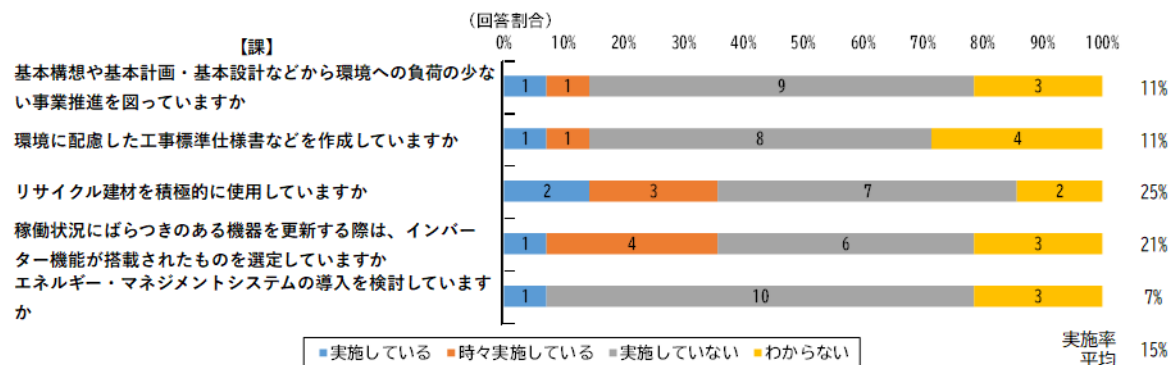
アンケート調査の回答をもとに、取組項目の実施状況を数値化するため、実施率を算出しました。実施率は、アンケート調査の回答内容に対し、「実施していない」「わからない」及び回答がなかったものを除いた回答数に下記の実施率を乗じ、加重平均することにより算出しました。

実施している	…100%
時々実施している	… 50%
実施していない	… 0%
わからない	… 0%
無回答	… 0%

(1) 施設設備の改善等について

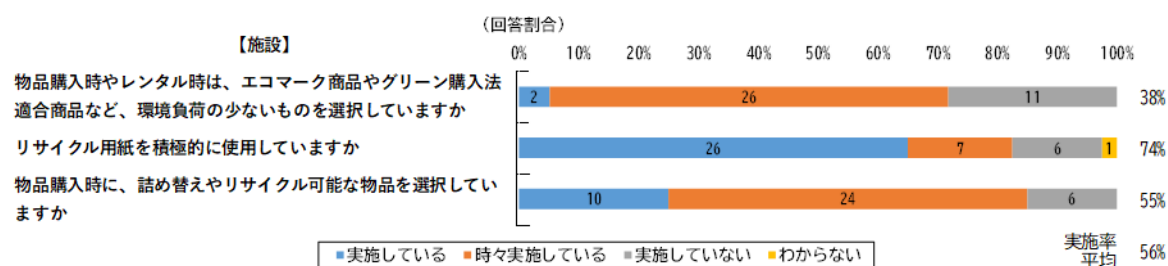
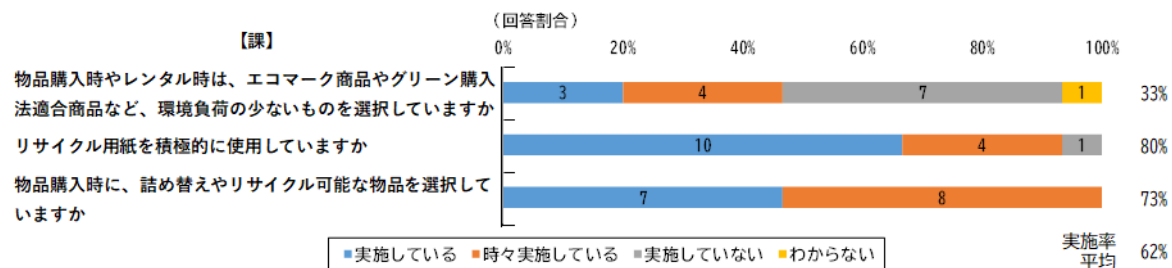
施設設備の改善については、課・施設共に実施率が非常に低い値となっています。基本計画や基本設計等を策定する際に環境への配慮事項を記載することで関連のある様々な事業での温室効果ガス削減を図れます。

施設内の緑化やリサイクル建材の使用など施設設備での環境配慮とともに、エネルギーマネジメントシステムを導入し、使用エネルギー量を把握・削減していくことが重要です。



(2) 物品購入等について

物品購入時の取組は実施している課・施設が多いものの、「時々実施している」の回答割合が高くなっています。購入時には環境負荷の少ない物品を常を選ぶことが重要です。

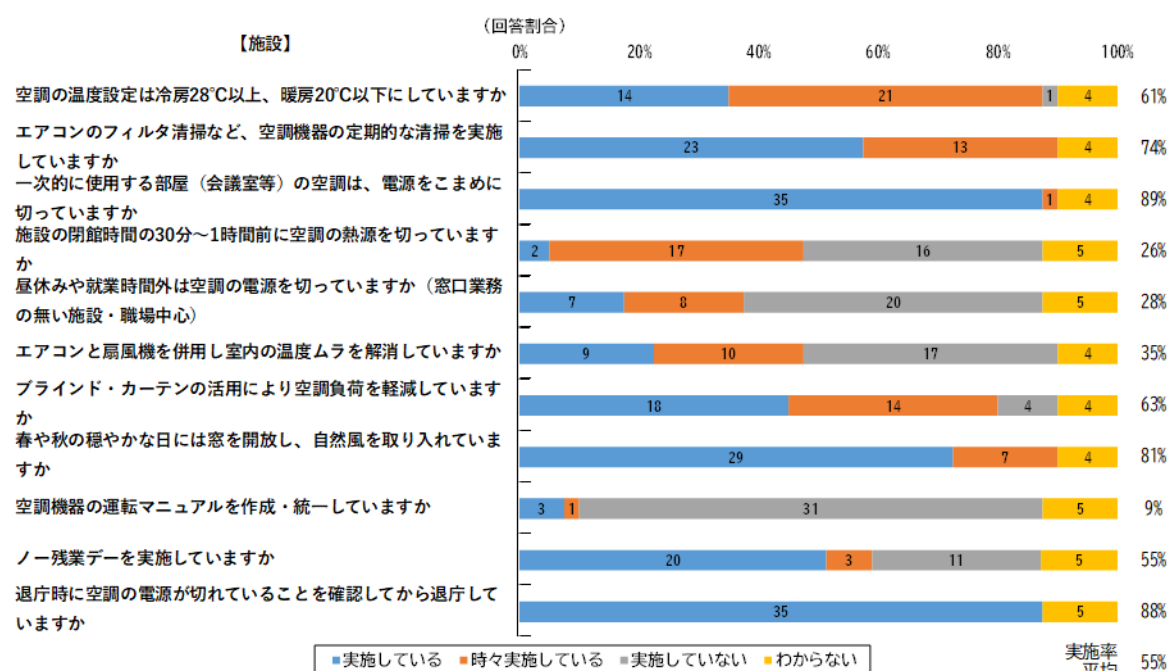
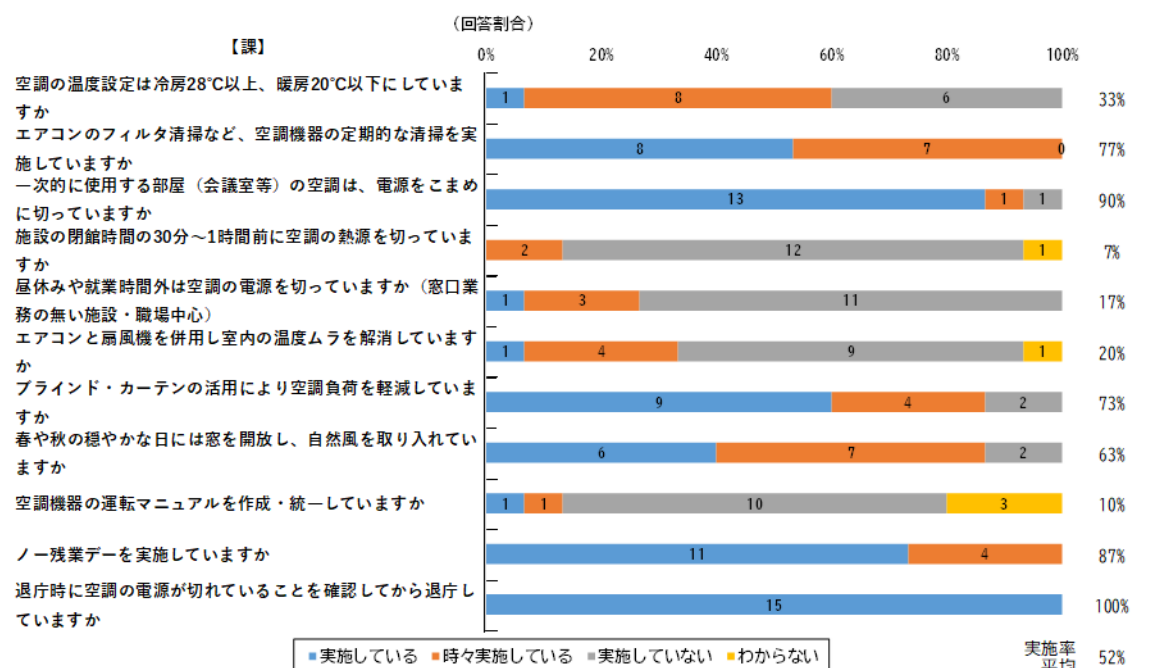


(3) 空調の電気使用量の削減

空調の電気使用量の削減に関する取組の実施率平均は課で 52%、施設では 55%と約半数の課・施設で取り組まれています。

使用しない場合の節電、ブラインド・カーテンの使用など実施率が高いものもありますが、昼休み中の節電やエアコン・扇風機の併用、閉館前の空調の熱源オフなど実施率の低い取組もあります。

近年の気象状況を考慮しつつ、無理のない範囲で設定温度や昼休み中・閉館前の節電の実施、扇風機を用いた温度ムラの解消などをまとめた運用マニュアルを検討する必要があります。

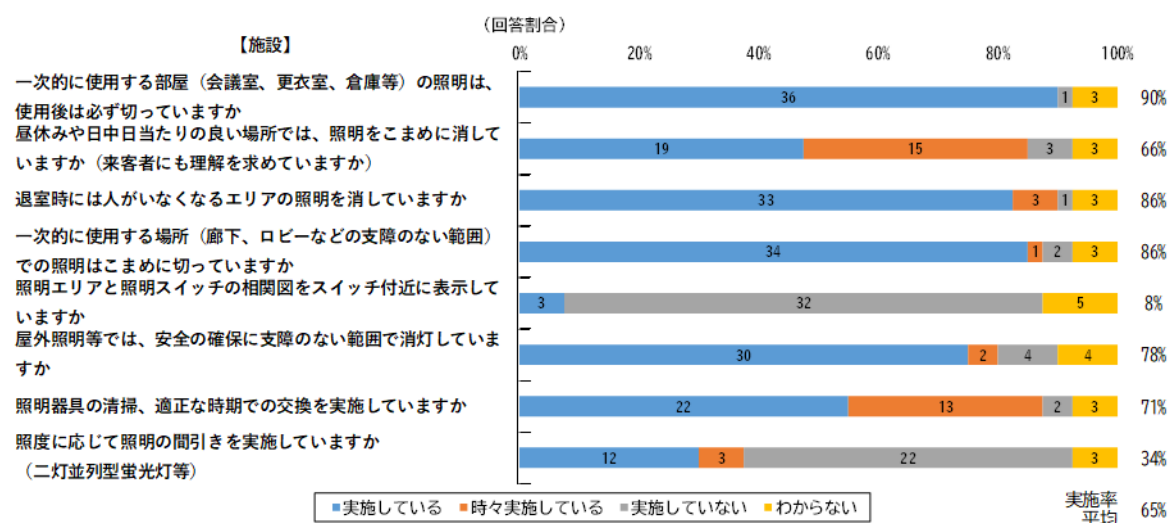
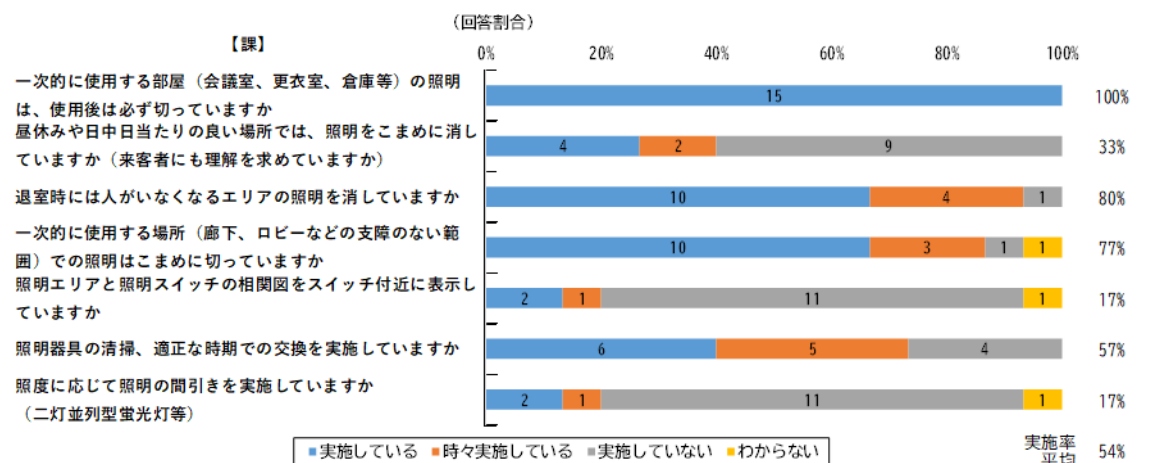


(4) 照明の電気使用量の削減に関する取組

空調設備の電気使用量の削減に関する取組と同様に半分以上の課・施設で取組が実施されています。

使用後の電源オフや退去時の消灯など実施率が高い取組もある一方で、昼休み等の消灯や照明の間引き、相関図の表示等実施率の低い取組もあります。

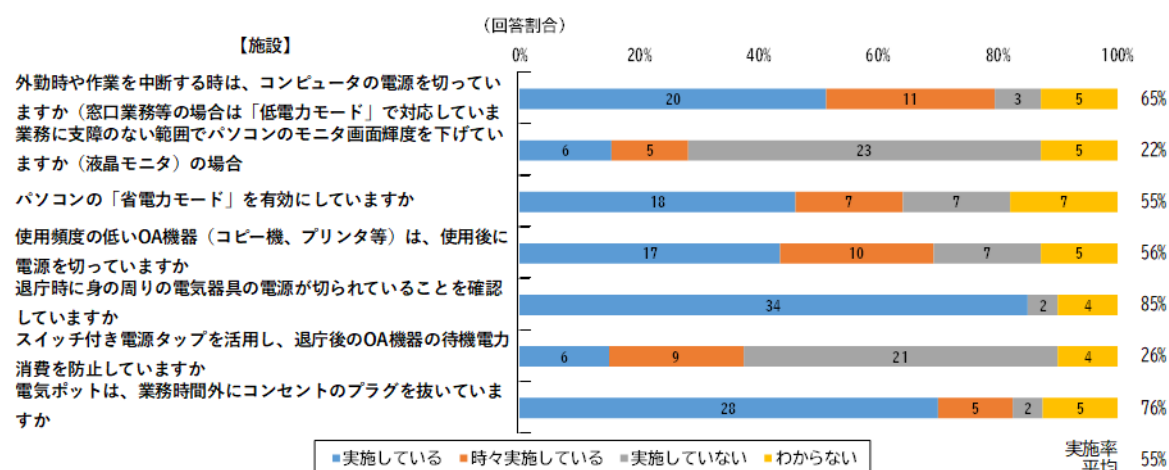
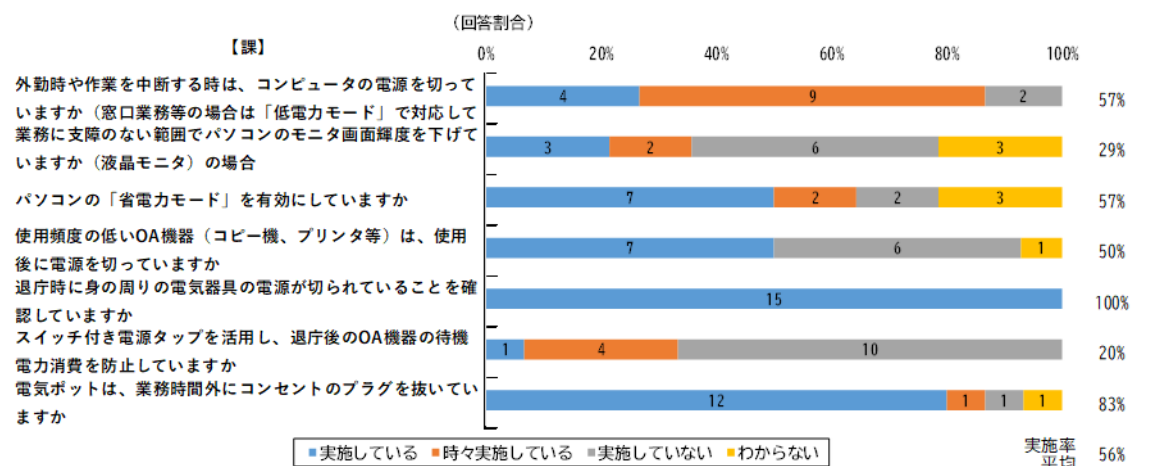
電気とスイッチの相関図を表示するとともに、適切な照度を保つことが更なる取組の推進につながります。



(5) OA 機器・その他電気機器の電気使用量の削減に関する取組

使用後の電源オフは実施率が高いものの、省電力モードや画面彩度の調整、退庁後の待機電力消費の防止は取組実施率が低い取組もあります。

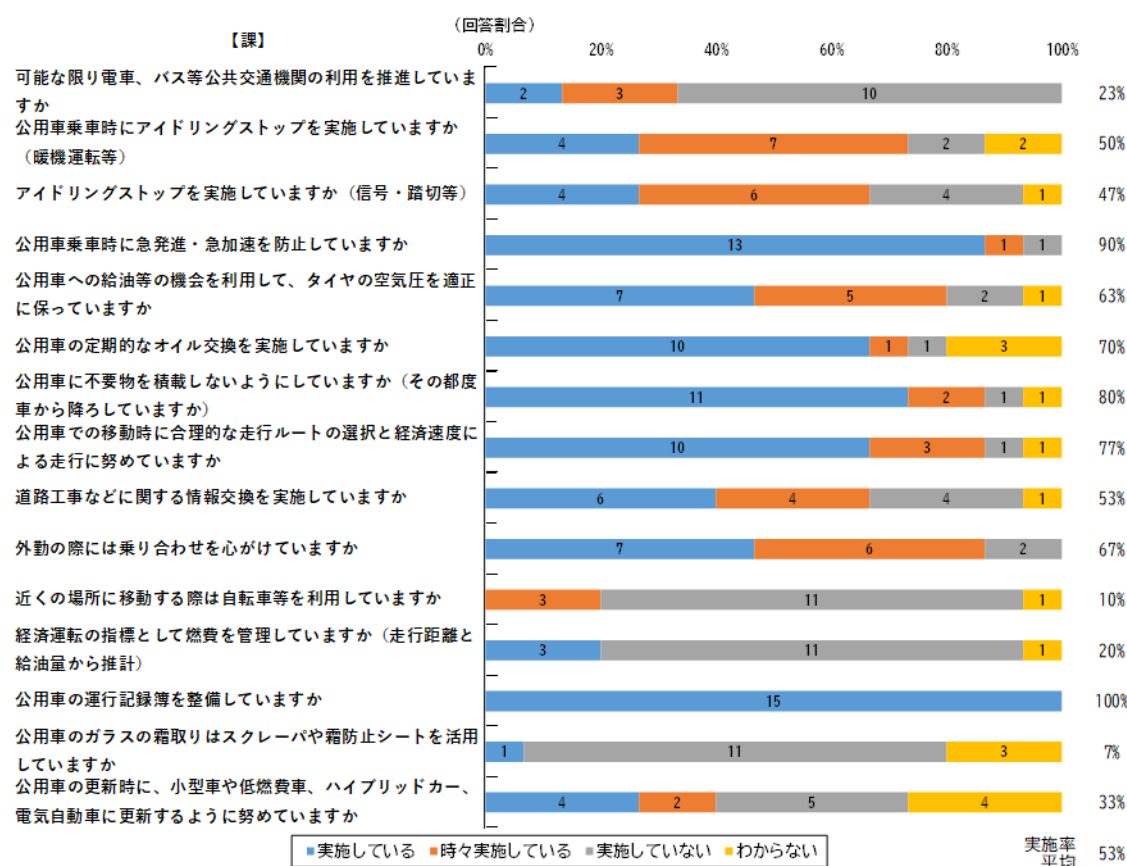
作業中断時の節電や省電力モードの使用を常に実施するとともに、待機電力の削減が重要です。

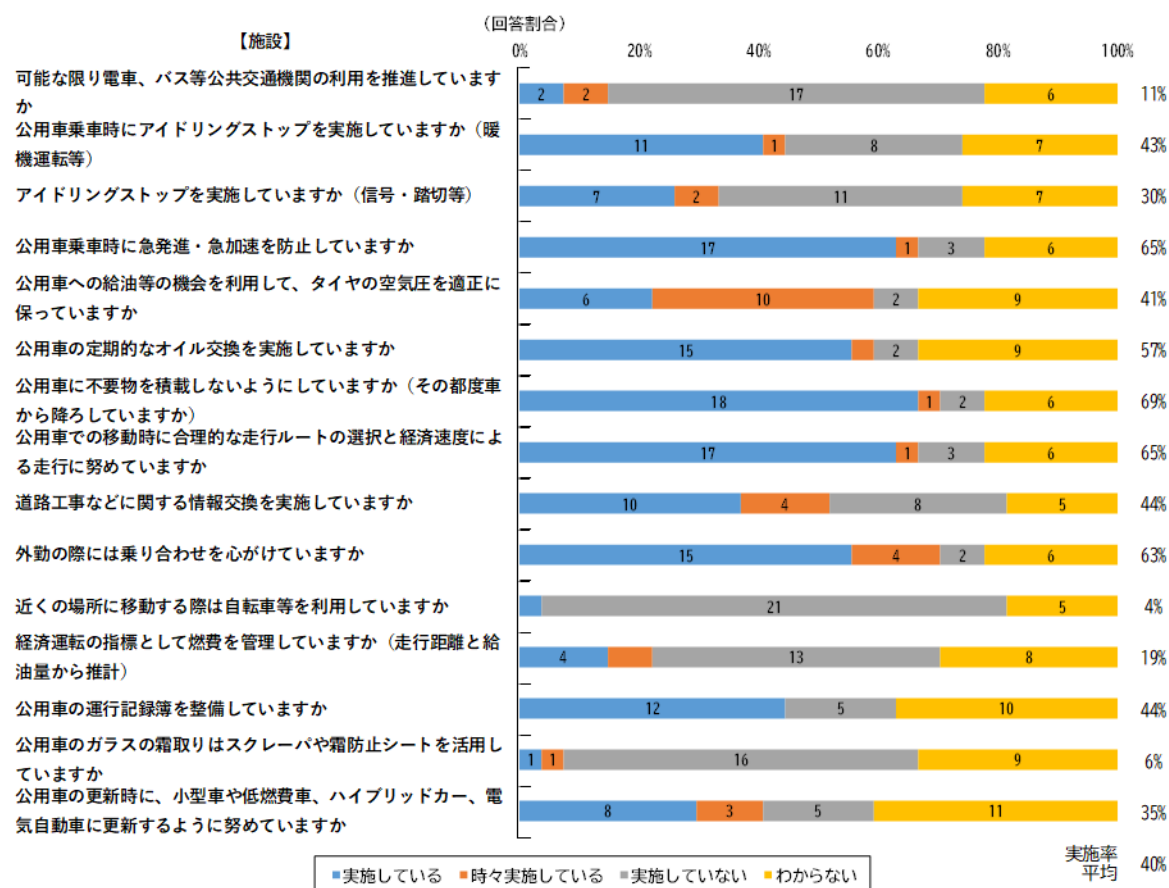


(6) 公用車の燃料使用量に関する取組

アイドリングストップや定期的な点検など、エコドライブに関する取組の実施率は高いものの、公共交通機関や自転車等の公用車の使用を控える取組は実施率が低くなっています。また、運行記録簿は整備されていますが、記録を活用した燃費の管理は記録簿整備に比べて実施率が低くなっています。

引き続き運転時の心がけや公用車の定期点検を行うとともに、運転記録を活用した燃費の把握や公用車の利用低減のための取組を進め、更新時には次世代自動車を導入することが重要です。

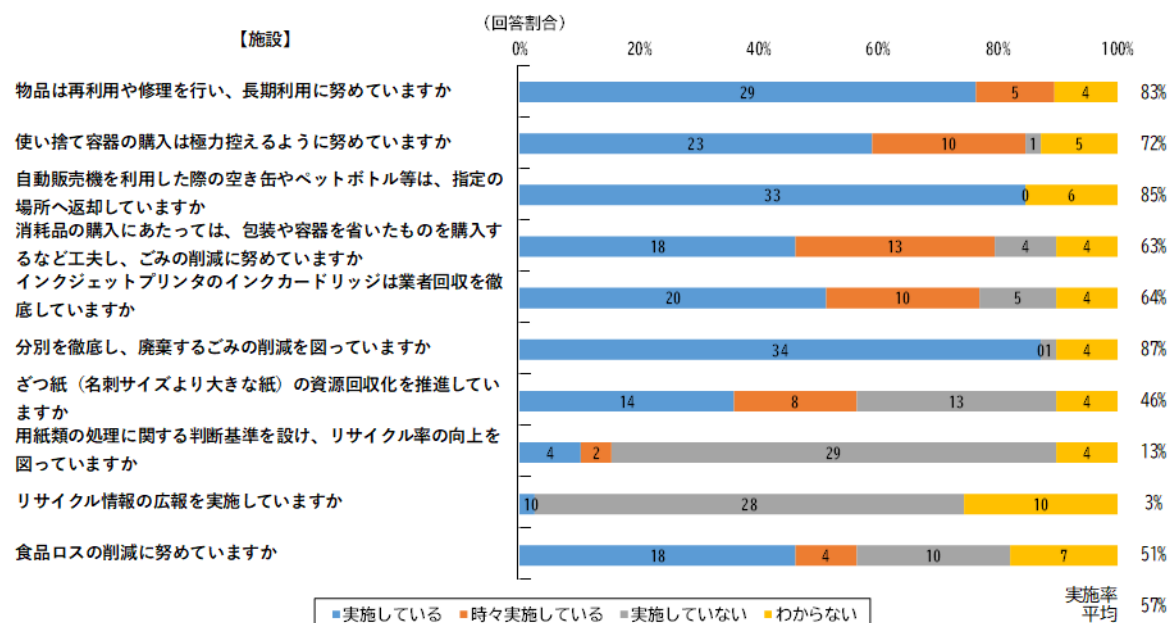
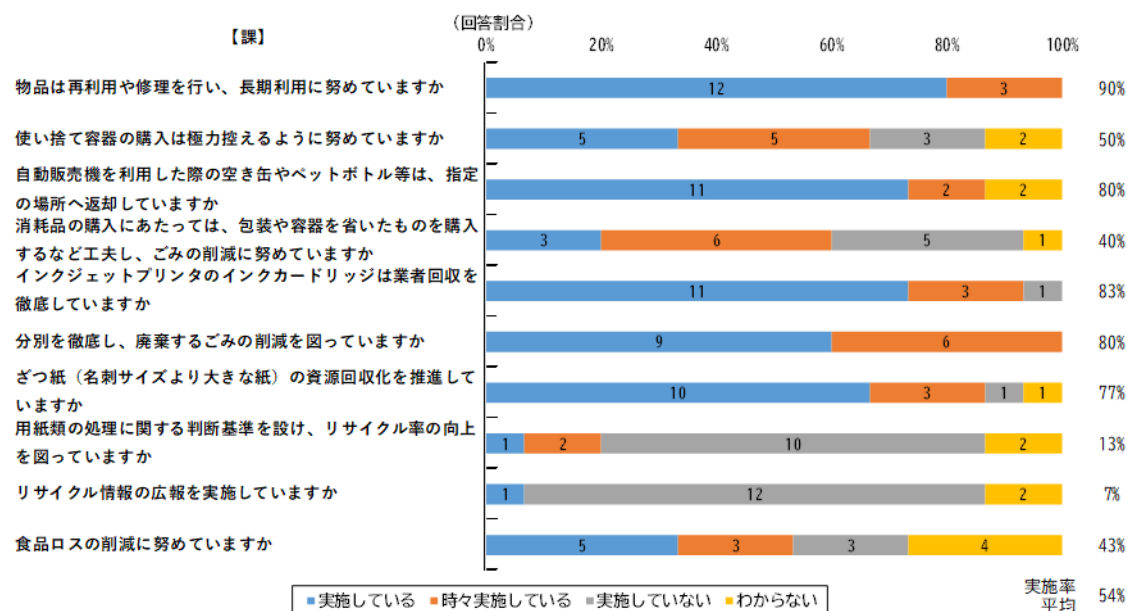




(7) ごみの減量・リサイクル促進に関する取組

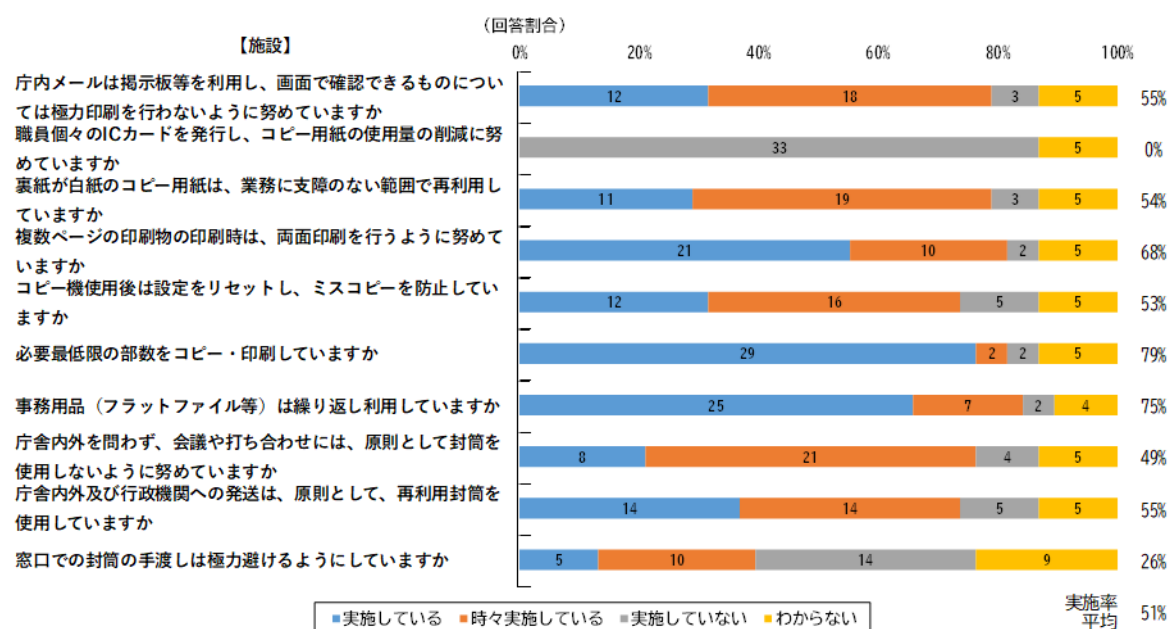
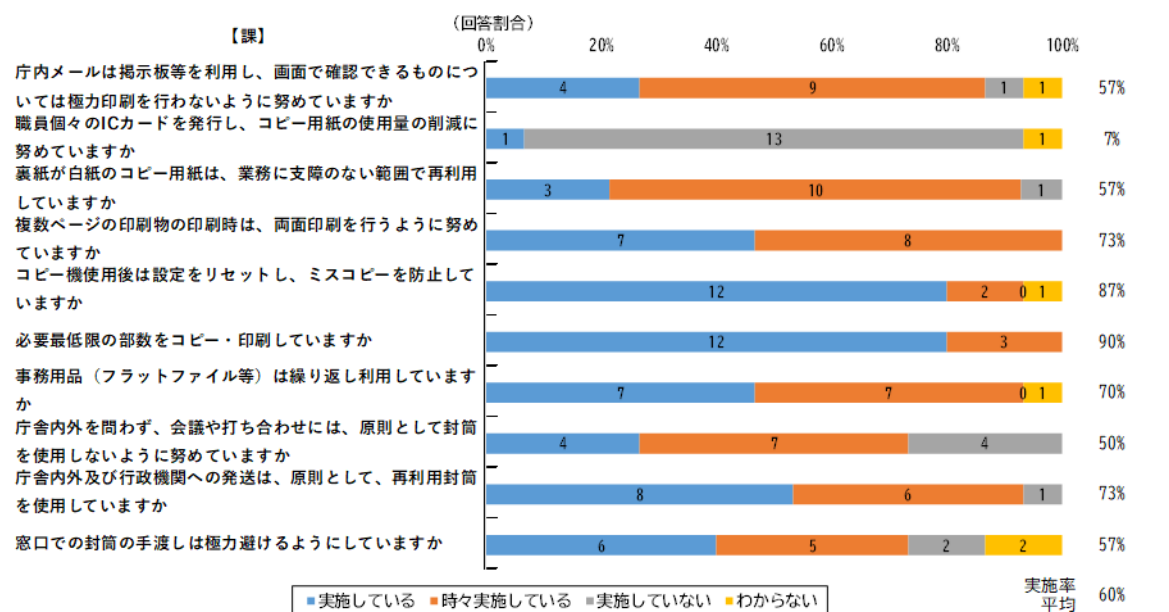
リサイクルや分別に関する取組は実施率が高いものの、リサイクルに関する広報や用紙等の処理に関する判断基準など情報面での取組は実施率が低くなっています。

今後ごみ減量やリサイクルに取り組んでいくとともに、庁内や関係各所へリサイクルに関する情報を広め、町全体でリサイクル率の向上に努めていく必要があります。



(8) 用紙等使用量の削減に関する取組

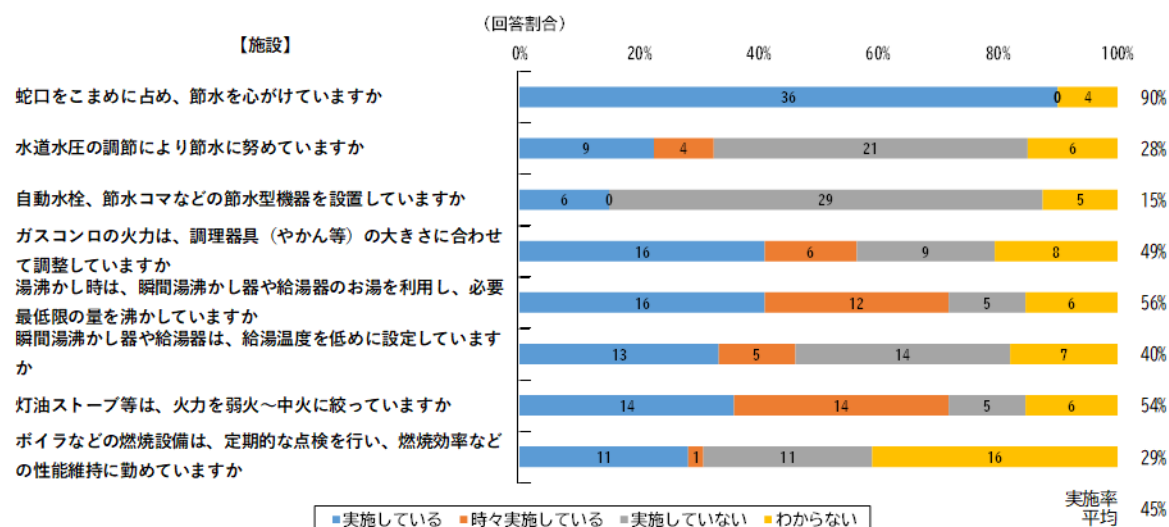
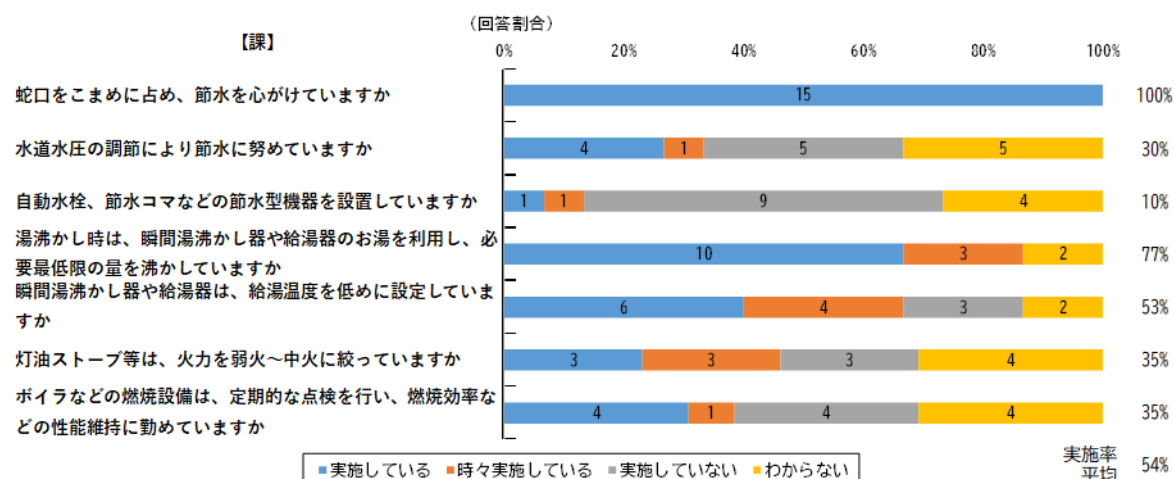
課・施設共に全体的に実施しているものの、「時々実施している」割合が高くなっています。また、課・施設共に「職員個々の IC カードによる、コピー用紙の使用量削減」は実施率が低い値となっています。現在、各課の IC カードにより管理されていることから、今後はこれまでの取組を継続するとともに、職員個々の IC カードの導入等、印刷用紙の削減に取り組んでいく必要があります。



(9) 水道、燃料の使用量の削減に関する取組

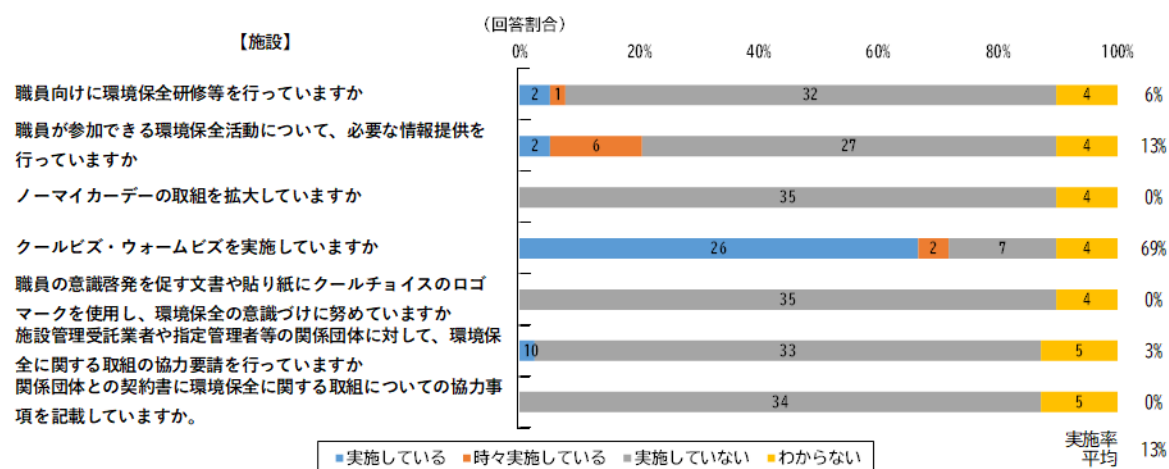
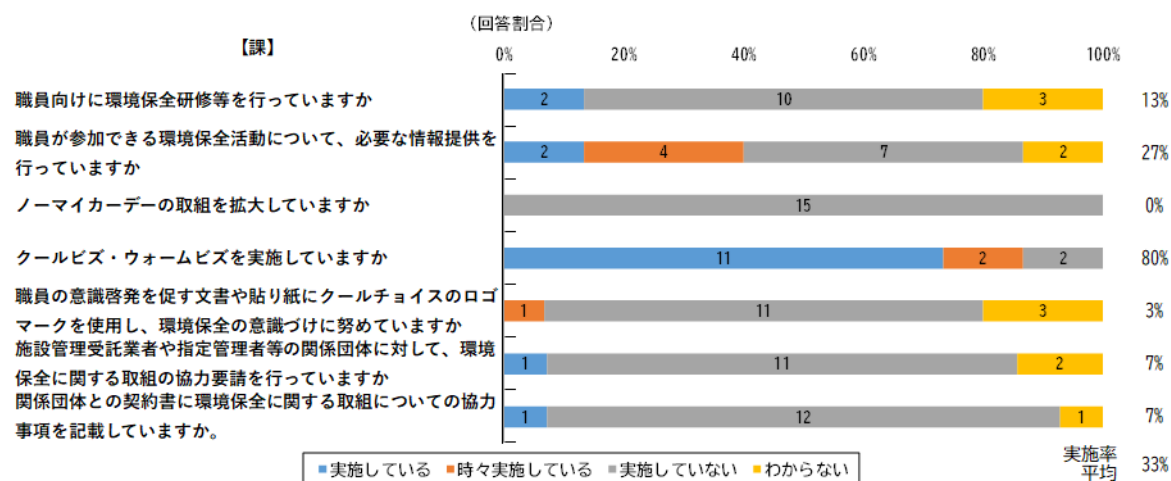
水道に関する取組では、課・施設共に 9 割以上がこまめな節水を心掛けているものの、水道水圧の調整や節水コマ等の利用等、設備的な節水は実施率が低くなっています。燃料に関する取組は全体的に実施率が低くなっています。

節水コマの導入など、設備による節水や燃料の使用量を削減するための取組を進める必要があります。



(10) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進に関する取組

クールビズ・ウォームビズの実施を除き、全体的に取組実施率は低い値となっています。環境保全についての情報提供等を行うとともに、環境保全研修等を実施し、職員一人ひとりが環境保全に関して正しい知識の取得と取組の実施を進める必要があります。



5. 用語集

【あ行】

ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を 20℃（目安）にし、暖かい服装を着用することで快適に過ごすライフスタイルのこと。

エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための環境に配慮した運転技術や心がけのこと。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類を規定している。

【か行】

カーボンクレジット

プロジェクトにより実現した排出削減又は炭素吸収・除去の量に関し、測定・報告・検証を経て認証を受け、国や企業等の間で取引可能にしたもの。

政府主体の J-クレジット制度や二国間クレジット制度（JCM）、海外の民間主体のボランタリークレジット等が存在する。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和 63）年に WMO（世界気象機関）と UNEP

（国連環境計画）のもとに設立された政府間組織。気候変動に関する最新の科学的知見（出版された文献）について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の地球温暖化防止政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

国連気候変動枠組条約

地球温暖化問題に対する国際的な枠組を設定した条約。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。

クールビズ

地球温暖化対策の一環として、室温設定 28℃を目安に過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして暑い日を快適に過ごすライフスタイルのこと。

コージェネレーション

2 つのエネルギーを同時に生産し、供給する仕組みのこと。現在主流となっているコージェネは、「熱電供給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用する。

発電の燃料には、天然ガス、石油、LP ガス、バイオマスなどが使われている。発電装置としては、産業用で大規模に使用されることの多いガスタービン、広く業務用として活用されるガスエンジンのほか、ディーゼルエンジン、蒸気タービン、さらに近年は燃料電池も使用されるようになっている。例えば、エネファームは「家庭用燃料電池」とも呼ばれ、水素を使って発電する仕組みである。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温室効果ガスを排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指す。

次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車などを指し、いずれも従来のガソリン自動車より走行に伴う二酸化炭素排出量が少ない設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる総合的取組として作成され、持続可能な社会を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

循環型経済（サーキュラーエコノミー）

あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済システムのこと。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す。維持・長寿命化、シェアリング、再利用・再配分、改修・再製造、リサイクル等の経路を何重にも構築し、資源の廃棄を最小限にする。

ゼロカーボン・ドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使

って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時の CO₂ 排出量がゼロのドライブをいう。

全電源平均

火力のほか、CO₂ を排出しない原子力や水力を含めたすべての発電方式による電源を基準とすること。

【た行】

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇などにより地球の平均気温が上昇すること。気温上昇だけでなく、海面水位の上昇や気候の急激な変化、農作物への影響や亜熱帯性伝染病の蔓延等を引き起こすことが予測され、私たちの暮らしに影響を及ぼすことが懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1998（平成 10）年、国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議での京都議定書の採択などを背景に、地球温暖化への対策を国・自治体・事業者・国民が一体となって取り組めるようにするため制定された法律。これまで、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の制定など、合計 9 回改正されている。2021（令和 3）年度の改正では、「2050 年までのカーボンニュートラルの実現」が法律に明記された。

蓄電池

二次電池ともよばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことであり、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及している。

電動車

電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自

動車及びプラグインハイブリッド自動車の 4 種の自動車を指し、バッテリーに蓄えた電気を動力のすべて又は一部として使用し走行する自動車をいう。

【は行】

パリ協定

2015（平成 27）年に、フランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議にて採択された、2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997（平成 9）年に定められた「京都議定書」の後継にあたる。途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求めている点が「京都議定書」と大きく異なる。

【ら行】

レジリエンス

回復力、復元力、弾力性とも訳される言葉であるが、近年、防災や環境分野において、想定外の事態に対して社会や組織が機能をすみやかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。

【英数字】

AI

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称。人工知能のことをいい、1956 年に米国の計算機科学研究者ジョン・マッカーシーが初めて使った言葉とされている。確立した定義はないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。

BEMS（ベムス）

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのこと。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビ

ルの省エネ化や運用面の効率化に役立つ。

DX

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称。「進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する」ことを意味する。

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。IT（Information Technolog（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的には IT よりも一般的。

PPA

Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略称で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有・管理を行う会社（PPA 事業者）が太陽光発電設備を設置し、発電された電力をその施設の電気使用者へ有償提供する仕組み。初期費用がかからないほか、エネルギーの地産地消につながる。

RPA

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略称。普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。具体的には、パソコン上の操作を認識・記録し、処理のツールを定義した「シナリオ」に沿って、表計算ソフトや業務システム、Web サイト、メールなど複数のアプリケーションを使用する業務を自動化するツールのこと。

SSP シナリオ

将来の社会経済の発展の傾向を仮定したシナリオで、共有社会経済経路（Shared Socioeconomic Pathway）と呼ばれている。持続可能な発展の下で気温上昇を 1.5℃及び 2℃未満に抑えるシナリオ、地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオの 5 つが主に使用されている。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

3R+Renewable（スリーアール プラス リニューアブル）

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

白浜町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
2025(令和7)年3月

発行 白浜町 生活環境課
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
TEL: 0739-43-6586(直通)
FAX: 0739-43-5353